

# 第 1 回

## 白河市・表郷村・大信村合併協議会

### 会議資料



日時 平成16年6月18日(金)午後1時30分

場所 大信村農村環境改善センター

## 第1回 白河市・表郷村・大信村合併協議会次第

### 1 開 会

### 2 あいさつ

白河市・表郷村・大信村合併協議会      会 長 成井 英夫  
副会長 滝田 国男  
副会長 渡部 泰夫

### 3 来賓あいさつ

福島県南地方振興局                      局 長 友部 俊一 様  
福島県市町村領域広域行政グループ      参 事 斎須 秀行 様

### 4 委嘱状の交付

### 5 事務局職員の紹介

### 6 任意合併協議会における確認事項

### 7 議 事

#### (1) 報告事項

報告第 1号 白河市・表郷村・大信村合併協議会規約について  
報告第 2号 白河市・表郷村・大信村合併協議会規約に関する協定書について  
報告第 3号 白河市・表郷村・大信村合併協議会事務局規程について  
報告第 4号 白河市・表郷村・大信村合併協議会幹事会規程について  
報告第 5号 白河市・表郷村・大信村合併協議会専門部会設置要綱について  
報告第 6号 白河市・表郷村・大信村合併協議会分科会設置要綱について  
報告第 7号 白河市・表郷村・大信村合併協議会財務規程について  
報告第 8号 平成16年度白河市・表郷村・大信村合併協議会歳入歳出予算について

#### (2) 協議事項

協議第 1号 白河市・表郷村・大信村合併協議会会議運営規程(案)について  
協議第 2号 白河市・表郷村・大信村合併協議会会議傍聴要綱(案)について  
協議第 3号 白河市・表郷村・大信村合併協議会会議録等公開要綱(案)について  
協議第 4号 白河市・表郷村・大信村合併協議会小委員会規程(案)について  
協議第 5号 白河市・表郷村・大信村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程(案)について  
協議第 6号 白河市・表郷村・大信村合併協議会事業計画(案)について  
協議第 7号 新市建設計画策定方針(案)について  
協議第 8号 合併協定項目(案)について  
協議第 9号 合併の方式について  
協議第10号 合併の期日について  
協議第11号 新市の名称について

協議第 1 2 号 新市の事務所の位置について

協議第 1 3 号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

( 3 ) その他

第 2 回白河市・表郷村・大信村合併協議会の開催日程について

白河市・表郷村・大信村合併協議会の組織体制について

その他

8 閉 会

白河市・表郷村・大信村合併協議会委員名簿

第1号委員

平成16年6月18日現在

氏名	職名	備考
成井英夫	白河市長	会長
滝田国男	表郷村長	副会長
渡部泰夫	大信村長	副会長
横井孝夫	白河市助役	
中根 静	表郷村参事兼企画調整課長	
大谷英明	大信村助役	

第2号委員

大高正人	白河市議会議長	
荒井一郎	表郷村議会議長	
藤田清	大信村議会議長	
三森 繁	白河市議会副議長	
矢口秀章	表郷村議会副議長	
星吉明	大信村議会副議長	

第3号委員

深谷久雄	白河市議会議会運営委員長	
穂積栄治	表郷村議会議員	
鈴木勇一	大信村議会総務常任委員長	

第4号委員

池嶋 貞	白河商工会議所会頭	
大越喜平	白河市農業委員会会長	
柳 惠子	白河市教育委員会教育委員	
佐川京子	白河市男女共生会議委員	
金内貴弘	白河市市民わくわく委員会委員(合併分野)	
和知幸男	表郷村農業委員会委員	
滝田知守	表郷村商工会会長	
緑川正年	表郷村教育委員会教育委員	
深谷美佐子	表郷村合併言いたい放題サミット副委員長	
鈴木克彦	表郷村合併言いたい放題サミット委員	
添田勝治	大信村行政改革推進委員会会長	
大竹徳一	大信村行政改革推進委員会委員	
大戸文治	大信村行政改革検討委員会委員	
橋本良示	大信村商工会青年部長	
添田潔恵	大信村行政改革検討委員会委員	

監査委員

田代行孝	白河市代表監査委員	
鈴木庄一	表郷村監査委員	
高橋由三	大信村代表監査委員	

顧問

友部俊一	福島県南地方振興局長	
斎須秀行	福島県総務部市町村領域広域行政グループ参事	

## 白河市・表郷村・大信村合併協議会事務局職員名簿

事務局長	木 村 全 孝	白河市合併推進室長
総括次長(総務・調整担当)	加 藤 俊 夫	白河市合併推進室長補佐
総括次長(計画担当)	中 島 博	福島県
総務班		
総務班長	秦 啓 太	白河市合併推進室主任主査兼係長
主 任	遠 藤 修 一	白河市合併推進室副主査
計画班		
次 長 兼計画班長	角 田 一 郎	表郷村企画調整課主任主査
主 任	鈴 木 亮	白河市合併推進室副主査
主 任	森 健 志	大信村総務課主査
調整班		
次 長 兼調整班長	鈴 木 昌 美	大信村総務課主幹兼課長補佐
主 任	菊 地 浩 明	白河市合併推進室主査
主 任	鈴 木 正 和	表郷村企画調整課主事

### 事務局所在地及び連絡先

所 在 地	白河市大手町3番地8	
連 絡 先	TEL:0248-31-2118	FAX:0248-27-1266

## 6 任意合併協議会における確認事項について

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会の第1回から第5回までの協議会において、協議・確認された事項のうち、今後、法定合併協議会において協議をするにあたり引継ぐべき事項については、次のとおりである。

### (1) 事務事業の調整に関する事項

確認事項 事務事業調整方針

協議・確認期日 平成16年2月26日 第2回協議会

確認内容

白河市・表郷村・大信村で行われている1,380の事務事業(平成16年2月1日調査時点)について、別紙「事務事業調整方針」に基づき調整を図ることとした。

### (2) 新市建設計画の策定に関する事項

確認事項 新市建設計画への新市将来構想、財政シミュレーション、住民意識調査及び住民説明会結果の反映

協議、確認期日

新市将来構想及び財政シミュレーション

平成16年3月30日 第3回協議会

住民意識調査及び住民説明会

平成16年5月27日 第5回協議会

確認内容

白河市・表郷村・大信村が合併した場合の新しいまちづくりの基本的方向を定めた新市将来構想及び合併後20年間の財政状況の見通しを検討した財政シミュレーションの結果について、新市建設計画を策定する際の基礎的な資料として活用するとともに、新市将来構想に示された「新市の将来像」「基本目標」「基本施策」を生かすことを確認した。

また、住民意識調査のアンケート調査の結果及び自由意見欄に寄せられた住民意見や3市村により開催された住民説明会の結果についても新市建設計画に反映することを確認した。

### (3) 合併協定項目に関する事項

確認事項 庁舎の機能について

協議・確認期日 平成16年5月27日 第5回協議会

確認内容

白河市・表郷村・大信村が合併した場合の庁舎の機能として、現在の庁舎を利活用するとともに、合併による行財政の効率的・効果的な運用を図るため、管理部門に関しては統合化を推進しながら、住民に直接関係する部門に関しては、住民生活に密着した行政サービス及び地域課題への対応に支障をきたすことのないよう総合支所方式を基本に調整を図ることを確認した。

## 事務事業調整方針

### 1. 基本的な考え方

白河市、表郷村、大信村のそれぞれの市村においては、各種の事務事業が日々行われています。これらの事務事業は、全国的な規範のもとに行われているものばかりではなく、それぞれの地域の歴史や風土、慣習などに根ざした市村独自の事業も数多く行われています。

そのために、市村に共通する事務事業においても、その行政サービスや負担水準に違いが見られます。

事務事業の調整は、これら一つひとつの事業について、現在の状況を踏まえつつ、新市において当面どのような事業を行っていくかを明らかにするとともに、行政サービスの向上と住民負担の均衡を原理原則として、事務事業の調整を図るものです。

### 2. 基本的な調整方針

#### (1) 一体性確保の原則

住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努めます。

今後、新市に移行する際に最も注意しなければならないことは、住民の生活に支障を及ぼさないようにすることです。住民生活に密接に関係する証明書の発行や各種の申請手続き、保健・福祉サービスなどの事項について混乱をきたすことのないよう一体性の確保に努めます。

#### (2) 住民福祉向上の原則

住民サービス及び住民福祉の向上に努めます。

現在、それぞれの市村で行われている各種の行政サービスについて、現行のサービス水準を低下させることがないよう調整を図るとともに、住民福祉の向上に努めます。

#### (3) 負担公平の原則

負担公平の原則に立って、行政格差を生じることのないように努めます。

住民税などの地方税や手数料、使用料など住民が直接負担する事項については、その税率や料金について負担公平の原則の下で、住民に不公平感を抱かせないように配慮しながら調整に努めます。

#### (4) 健全な財政運営の原則

新市においては、健全な財政運営に努めます。

多様化、高度化する行政需要に的確に対応しながら、新市における各種の施策や事業が将来にわたって円滑に実施できるよう財源の安定確保に努めるとともに、健全な収支のバランスが保てる財政運営を目指します。

( 5 ) 行政改革推進の原則

行政改革の観点から事務事業の見直しに努めます。

効率性、効果性を重視した行政組織への再編成を目指すとともに、今後の自治体に求められるサービスを考慮した事務事業の見直しに努めます。

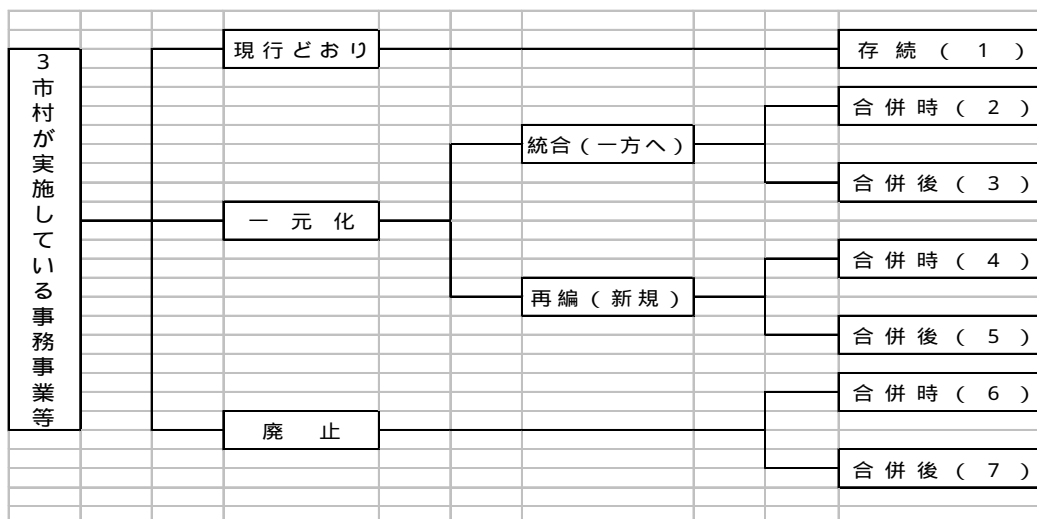
( 6 ) 適正規模準拠の原則

新市の規模に見合った事務事業の見直しに努めます。

新市の人口や面積にふさわしい各種事務事業の規模について、類似都市の状況などを考慮しながら既存の事業内容を見直し、適正な規模となるよう調整します。

3 . 調整すべき事務事業の分類

事務事業については、おおむね次のとおり体系的に分類し、調整することとします。



( 1 ) 現行のまま新市に引き継ぐ事業

現在 3 市村において同一基準で行われている事業で、合併後も同一基準で行うべき事業で、現行制度のまま新市に引継ぐ事項です。

( 2 ) 合併時に統合する事業

現在、3 市村で行われている事業のうち内容に相違がある事業、あるいは、いずれかの市村で制度がないために調整が必要な事業について、新市発足の日からいずれかの市村の例にならひ施行する事項です。

( 3 ) 合併後に統合する事業

現在、3 市村で行われている事業のうち内容に相違がある事業、あるいは、いずれかの市村で制度がないために調整が必要な事業について、新市発足の日から当分の間は、旧市村の制度をそのまま適用し、いずれかの時点で統合する事項です。



(4) 合併時に再編する事業

現在、3市村で行われている事業のうち内容に相違がある事業、あるいは、いずれかの市村で制度がないために調整が必要な事業について、新市発足の日から新しい制度により施行する事項です。

(5) 合併後に再編する事業

現在、3市村で行われている事業のうち内容に相違がある事業、あるいは、いずれかの市村で制度がないために調整が必要な事業について、新市発足の日から施行するよりも、新市において状況を見ながらできるだけ速やかに再編したほうが適当な事項です。

(6) 合併時に廃止する事業

現在、3市村で行われている事業のうち内容に相違がある事業、あるいは、いずれかの市村で制度がないために調整が必要な事業について、新市発足の日までに廃止する事項です。

(7) 合併後に廃止する事業

現在、3市村で行われている事業のうち内容に相違がある事業、あるいは、いずれかの市村で制度がないために調整が必要な事業について、新市発足の日から当分の間は、旧市村の制度をそのまま適用し、いずれかの時点で廃止する事項です。

4. 現在行われている事務事業数

平成16年2月1日調査時点で白河市、表郷村、大信村において行われている事務事業の数は次のとおりとなります。

(1) 3市において行われている事務事業	1,094	事業
(2) 白河市と表郷村で行われている事務事業	43	事業
(3) 白河市と大信村で行われている事務事業	74	事業
(4) 表郷村と大信村で行われている事務事業	0	事業
(5) 白河市だけで行われている事務事業	163	事業
(6) 表郷村だけで行われている事務事業	5	事業
(7) 大信村だけで行われている事務事業	1	事業
合計	1,380	事業

報告第 1 号

白河市・表郷村・大信村合併協議会規約について

白河市・表郷村・大信村合併協議会規約については、平成 16 年 6 月 9 日、白河市、表郷村、大信村の 3 市村議会において、次のとおり可決されたので報告する。

平成 16 年 6 月 18 日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会  
会長 白河市長 成 井 英 夫

## 白河市・表郷村・大信村合併協議会規約

### (設置)

第1条 白河市・表郷村・大信村(以下「3市村」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を設置する。

### (名称)

第2条 この合併協議会の名称は、白河市・表郷村・大信村合併協議会(以下「協議会」という。)とする。

### (協議会の事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 3市村の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、3市村の合併に関し必要な事項の協議

### (協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、白河市に置く。

### (組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

### (会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、3市村の長が協議し、次条第1項第1号の規定により委員となるべき者の中からこれを選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した副会長がその職務を代理する。
- 4 会長及び副会長は、非常勤とする。

### (委員)

第7条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 3市村の長及び助役
  - (2) 3市村の議会の議長及び副議長
  - (3) 3市村の議会がそれぞれ推薦する議員 各1名
  - (4) 3市村の長がそれぞれ定めた住民を代表する者 各5名
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、助役を置かない市村においては、当該市村長の指定する者とする。
- 3 委員は、非常勤とする。

### (顧問)

第8条 3市村の長の協議により、協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、必要に応じ、第3条に規定する協議会の事務について助言することができる。
- 3 顧問は、非常勤とする。

### (会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会長は、会議の議長となる。

5 前4項に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

(委員以外の者の出席等)

第10条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見の聴取をすることができる。

(小委員会)

第11条 協議会は、担当事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、3市村の長が協議して定めた者をもって充てる。ただし、福島県が第4条に定める協議会事務所に職員を駐在させる場合は、当該職員をもって充てることができる。

3 前2項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第13条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整をするため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の経費)

第14条 協議会の運営に要する経費は、3市村が協議して負担する。

(財務)

第15条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第16条 協議会の出納の監査は、3市村の監査委員各1名に委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第17条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等は、会長が会議に諮り、これを定める。

(協議会解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この規約は、平成16年6月10日から施行する

報告第2号

白河市・表郷村・大信村合併協議会規約に関する協定書について

白河市・表郷村・大信村合併協議会規約に関する協定書について、次のとおり締結したので報告する。

平成16年6月18日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会  
会長 白河市長 成井英夫

## 白河市・表郷村・大信村合併協議会規約に関する協定書

白河市・表郷村・大信村（以下「3市村」という。）は白河市・表郷村・大信村合併協議会規約（以下「規約」という。）に規定する3市村の長が協議して定める事項及びその他の事項について、下記のとおり協定する。

### 記

- 1 規約第6条第1項に規定する会長及び副会長の選任について  
会長には、白河市長 成井英夫 を選任する。  
副会長には、表郷村長 滝田国男  
大信村長 渡部泰夫 を選任する。
- 2 規約第8条第1項に規定する顧問について  
福島県南地方振興局長 友部俊一氏  
福島県市町村領域広域行政グループ参事 斎須秀行氏 とする。
- 3 規約第12条第2項に規定する事務局の職員について  
別紙「事務局職員名簿」のとおりとする。
- 4 規約第14条に規定する協議会の経費について  
協議会の経費は、3市村の負担金及びその他の収入をもって充てる。  
3市村の負担金については、均等割及び人口割とし、均等割については3市村それぞれ5,000千円、それ以外の額については人口割（白河市80%、表郷村12%、大信村8%（平成12年国勢調査人口））で算出した額とする。
- 5 正副会長会議の開催について  
必要に応じ、正副会長による会議を開催するものとする。

この協定書の成立を証するため、本書3通を作成し、3市村の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成16年6月10日

白河市長

成井 英夫



表郷村長

滝田 国男



大信村長

渡部 泰夫



## 別紙

## 事務局職員名簿

職 名	氏 名	所 属
事務局長	木 村 全 孝	白河市
総括次長 (総務・調整担当)	加 藤 俊 夫	白河市
総務班長	秦 啓 太	白河市
総務班主任	遠 藤 修 一	白河市
次長兼計画班長	角 田 一 郎	表郷村
計画班主任	森 健 志	大信村
計画班主任	鈴 木 亮	白河市
次長兼調整班長	鈴 木 昌 美	大信村
調整班主任	菊 地 浩 明	白河市
調整班主任	鈴 木 正 和	表郷村

報告第3号

白河市・表郷村・大信村合併協議会事務局規程について

白河市・表郷村・大信村合併協議会事務局規程について、次のとおり定めたので報告する。

平成16年6月18日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会  
会長 白河市長 成井英夫



## 白河市・表郷村・大信村合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、白河市・表郷村・大信村合併協議会規約第12条第3項の規定に基づき、白河市・表郷村・大信村合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務所の位置)

第2条 協議会の事務局(以下「事務局」という。)の事務所の位置は、次のとおりとする。

位 置 白河市大手町3番地の8

(所掌事務)

第3条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営に必要な事項に関すること。

(組織及び分掌事務)

第4条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班、計画班及び調整班を置く。

- 2 前項の各班の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員等)

第5条 事務局に事務局長、総括次長、次長、班長及び主任の職員を置く。

- 2 前項の職員は、協議会の会長(以下「会長」という。)が任命する。

(職員の職務)

第6条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

- 2 総括次長は、事務局長を補佐し、事務局の事務を整理する。
- 3 次長は、上司の命を受け、事務局の事務に関する企画及び調整に参画する。
- 4 班長は、上司の命を受け、班の分掌事務を統括する。
- 5 主任は、上司の命を受け、班の事務を処理する。

(決裁)

第7条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定に関すること。
- (2) 協議会に提出する議案の決定に関すること。
- (3) 協議会の予算及び決算に関すること。
- (4) 規程等の制定改廃に関すること。
- (5) その他特に事務局長が重要と認める事項に関すること。

(専決事項)

第8条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 50万円未満の物品の購入その他契約の締結に関すること。
- (2) 収入調定及び支出命令並びに1件につき50万円未満の支出負担行為に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 軽易な通知、照会、回答及び各種調査の実施に関すること。
- (5) 職員の休暇の承認、時間外勤務命令及び出張命令に関すること。
- (6) その他軽易な事項に関すること。

(代決)

第9条 会長が不在のときは、協議会の副会長(以下「副会長」という。)がその事務を代決する。

- 2 会長及び副会長がともに不在のときは、事務局長がその事務を代決する。
- 3 事務局長が不在のときは、総括次長がその事務を代決する。ただし、総括次長を複数置いている場合は、事務局長があらかじめ指名した総括次長とする。

(文書の取扱い)

第10条 事務局における文書の收受、発送、処理、施行、保存その他文書の取扱いについては、協議会事務所の所在市村の例による。ただし、文書の記号は「合併協」とする。

- 2 事案を処理する場合の起案は、発議書(別記様式)により行うものとする。

(公印の取扱い)

第11条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体、用途及び個数は、別表第2のとおりとする。

- 2 協議会の公印の管理等は、協議会事務所の所在市村の例により事務局長が行う。

(職員の服務等)

第12条 職員の服務及び勤務条件については、それぞれの市村の事務従事の例によるものとする。ただし、勤務時間の割振り並びに休憩時間及び休息時間については、協議会事務所の所在市村の例による。

(給与等)

第13条 事務局の職員の給料、各種手当及び共済費等については、それぞれの職員の属する市村の負担とする。ただし、福島県が協議会の事務局に駐在させる福島県の職員の時間外勤務手当及び休日勤務手当については、福島県が支給するものとし、その相当額を協議会が福島県に対して負担する。

- 2 職員の旅費については、協議会事務所の所在市村の例により協議会が支給する。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

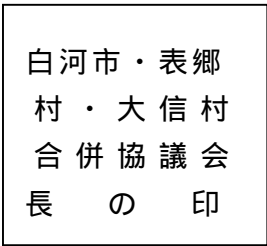
附 則

この規程は、平成16年6月10日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区 分	分 掌 事 務
総 務 班	1 庶務及び会計に関すること。 2 協議会の予算・決算に関すること。 3 協議会の会議の運営に関すること。 4 協議会の会議資料の調整に関すること。 5 国及び福島県との調整に関すること。 6 合併に係る広報に関すること。 7 正副会長会議及び幹事会に関すること。 8 職員研修に関すること。 9 その他他の班に属さないこと。
計 画 班	1 新市建設計画に関すること。 2 財政計画に関すること。 3 新市の予算編成等に関すること。 4 県事業との連絡調整に関すること。 5 上記に係る各専門部会及び分科会に関すること。
調 整 班	1 合併協定項目に関すること。 2 各種事務事業の調整に関すること。 3 新市の例規策定に関すること。 4 上記に係る各専門部会及び分科会に関すること。

別表第2（第11条関係）

名 称	ひ な 形	寸法 (mm)	書 体	用 途	個数
白河市・表郷 村・大信村 合併協議会 長の 印		方 2 1	てん書体	白河市・表郷 村・大信村合 併協議会の一 般文書用	1

別記様式（その1）

# 発 議 書

<b>発 議 書</b>						整理番号				
施行	年 月 日		注意事項			文書番号	記号			
決 裁	年 月 日						番号			
施行予定	年 月 日					保 存 期 間		年		
起 案	年 月 日									
収 受	年 月 日					浄 書	校 合	公 印	施 行	
発送表示	普通郵便 書留 速達 親展 配達証明 内容証明 電報 ハガキ ファクシミリ 使送									
会 長	副会長	副会長	局 長	総括次長	総括次長	決裁区分	甲 乙			
						起案者  白河市・表郷村・大信村 合併協議会事務局				
次長兼 計画班長	次長兼 調整班長	総務班長	主 任							
合 議 先						職 名				
						氏 名				
あて先 ( 経 由 )										
件 名										
理 由										

報告第4号

白河市・表郷村・大信村合併協議会幹事会規程について

白河市・表郷村・大信村合併協議会幹事会規程について、次のとおり定めたので報告する。

平成16年6月18日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会  
会長 白河市長 成井英夫

## 白河市・表郷村・大信村合併協議会幹事会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、白河市・表郷村・大信村合併協議会規約第13条第2項の規定に基づき、白河市・表郷村・大信村合併協議会（以下「協議会」という。）の幹事会に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 幹事会は、協議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、協議会に提案する必要な事項について協議し、又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、合併に必要な事項について協議し、又は調整するものとする。

### (組織)

第3条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### (幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事会に幹事長1名及び副幹事長2名を置き、幹事のうちから互選する。

2 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

2 幹事長は、会議の議長となる。

3 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を要請することができる。

### (専門部会)

第6条 幹事会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### (報告)

第7条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

### (庶務)

第8条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

### (補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成16年6月10日から施行する。

別表（第3条関係）

市 村 名	役 職 名
白 河 市	助 役
	総 務 部 長
表 郷 村	企 画 調 整 課 長
	総 務 課 長
大 信 村	助 役
	総 務 課 長

報告第5号

白河市・表郷村・大信村合併協議会専門部会設置要綱について

白河市・表郷村・大信村合併協議会専門部会設置要綱について、次のとおり定めたので報告する。

平成16年6月18日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会  
会長 白河市長 成井英夫



## 白河市・表郷村・大信村合併協議会専門部会設置要綱

### (設置)

第1条 白河市・表郷村・大信村合併協議会幹事会規程第6条第1項の規定に基づき白河市・表郷村・大信村合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)に、白河市・表郷村・大信村合併協議会専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 専門部会は、幹事会の幹事長(以下「幹事長」という。)の指示を受け、白河市・表郷村・大信村合併協議会規約第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議し、又は調整する。

### (組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる部会及び構成員をもって組織する。

### (役員)

第4条 専門部会に次の役員を置き、構成員のうちから互選する。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 2名

### (役員職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 会議は、幹事長の要請により、又は部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。
- 4 専門部会は、必要に応じて関係する専門部会と合同の会議を開催することができる。

### (分科会)

第7条 専門部会に必要に応じて分科会を置くことができる。

### (報告)

第8条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について幹事長に報告するものとする。

### (庶務)

第9条 専門部会の庶務は、白河市・表郷村・大信村合併協議会の事務局において行う。

### (補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成16年6月10日から施行する。

## 別表

専門部会名	構 成 員		
	白河市	表郷村	大信村
総務部会	総務部長 秘書課長 総務課長 財政課長 工事契約検査課長 税務課長 会計課長	総務課長 税務課長 出納室長	総務課長 税務課長 出納室長
企画部会	総務部長 秘書課長 企画情報課長	総務課長 企画調整課長	総務課長 企画情報課長
住民生活部会	市民部長 市民課長 国保年金課長 生活環境課長	総務課長 住民生活課長	住民生活課長
保健福祉部会	保健福祉部長 社会福祉課長 高齢福祉課長 健康増進課長	健康福祉課長 住民生活課長	健康福祉課長
産業経済部会	産業部長 商工観光課長 農政課長 農業委員会事務局長	農林商工課長 水道課長	農村振興課長 建設課長 農業委員会事務局長
建設部会	建設部長 水道事業所長 道路河川課長 建築住宅課長 都市計画課長 下水道課長 業務課長 施設課長	建設課長 水道課長	建設課長
教育部会	教育部長 教育総務課長 学校教育課長 生涯学習課長 文化課長 スポーツ健康課長	学校教育課長 生涯学習課長	学校教育課長 生涯学習課長
議会・選挙・監査部会	議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長	議会事務局長 選挙管理委員会書記長	議会事務局長 選挙管理委員会書記長
新市建設計画策定部会	総務部長 企画情報課長 財政課長	総務課長 企画調整課長	総務課長 企画情報課長

報告第6号

白河市・表郷村・大信村合併協議会分科会設置要綱について

白河市・表郷村・大信村合併協議会分科会設置要綱について、次のとおり定めたので報告する。

平成16年6月18日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会  
会長 白河市長 成井英夫

## 白河市・表郷村・大信村合併協議会分科会設置要綱

(設置)

第1条 白河市・表郷村・大信村合併協議会専門部会設置要綱第7条の規定に基づき、白河市・表郷村・大信村合併協議会専門部会(以下「専門部会」という。)に白河市・表郷村・大信村合併協議会分科会(以下「分科会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 分科会は、専門部会の部会長(以下「部会長」という。)の指示を受け、合併に関する事務事業について専門的に協議し、又は調整する。

(組織)

第3条 分科会は、別表のとおりとし、各専門部会の関係所管課等に所属する職員(以下「構成員」という。)をもって組織する。

(役員)

第4条 分科会に次の役員を置き、構成員のうちから互選する。

(1) リーダー 1名

(2) サブリーダー 2名

(役員職務)

第5条 リーダーは、分科会を代表し、会務を総理する。

2 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 分科会は、部会長の要請により、又はリーダーが必要に応じて随時開催するものとする。

2 リーダーは、会議の議長となる。

3 リーダーは、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。

4 分科会は、必要に応じて関係する他の分科会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 リーダーは、分科会の協議経過及び結果について、部会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、リーダーが属する市村の担当課所において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月10日から施行する。

## 別表

専門部会名	分科会名
総務部会	人事組織分科会 総務分科会 財政管財分科会 税務分科会
企画部会	企画分科会 情報電算分科会
住民生活部会	住民生活分科会 国保年金分科会 環境・衛生分科会 消防防災分科会
保健福祉部会	福祉分科会 保健分科会 介護保険分科会
産業経済部会	農林分科会 商工観光分科会
建設部会	建設管理分科会 上下水道分科会 住宅分科会 都市計画分科会
教育部会	学校教育分科会 生涯学習分科会
議会・選挙・監査部会	議会分科会 選挙分科会 監査分科会

報告第7号

白河市・表郷村・大信村合併協議会財務規程について

白河市・表郷村・大信村合併協議会財務規程について、次のとおり定めたので報告する。

平成16年6月18日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会  
会長 白河市長 成井英夫

## 白河市・表郷村・大信村合併協議会財務規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、白河市・表郷村・大信村合併協議会規約第15条の規定に基づき、白河市・表郷村・大信村合併協議会(以下「協議会」という。)の財務について、必要な事項を定めるものとする。

### (歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、白河市・表郷村・大信村(以下「3市村」という。)の負担金、繰越金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度歳入歳出予算を調製し、年度開始前に協議会の承認を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が協議会の承認を得たときは、当該予算の写しを速やかに3市村の長に送付しなければならない。

### (予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の承認を得なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第3項の規定を準用する。

### (歳入歳出予算の款等の区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において、臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める区分以外の項及び目を定めることができる。

### (出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

### (協議会出納員)

第6条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

### (予算の流用及び充用)

第7条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、協議会事務所の所在市村の例による。

### (収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 協議会出納員は、次の各号に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後2か月以内に協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、協議会の認定に付さなければならない。

2 会長は、前項の規定により決算が協議会の認定を得たときは、当該決算の写しを3市村の長に送付しなければならない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、協議会事務所の所在市村の例によるものとする。

附 則

1 この規程は、平成16年6月10日から施行する。

2 協議会が設けられた年度の予算に関しては、第2条第2項の規定にかかわらず、第1回協議会時の報告をもって協議会の承認に代えることができる。

3 会長は、この規程の施行日以降第1回協議会の開催日までの間における収入すべき収入の調定及び執行すべき事務に係る費用の支出については、この規程による手続により、これを行うことができる。

別表第1(第4条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
3 諸収入	1 預金利子	1 預金利子
	2 雑入	1 雑入

別表第2(第4条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 協議会費
	2 事務費	1 事務局費
2 事業費	1 事業費	1 事業推進費
3 予備費	1 予備費	1 予備費



報告第 8 号

平成 1 6 年度白河市・表郷村・大信村合併協議会予算

平成 1 6 年度白河市・表郷村・大信村合併協議会の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 4 , 3 5 8 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び該当区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 1 6 年 6 月 1 8 日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会  
会長 白河市長 成 井 英 夫

## 第1表 歳入歳出予算

### 歳入

(単位:千円)

款	項	金額
1 負担金		23,349
	1 負担金	23,349
3 諸収入		1,009
	1 預金利子	1
	2 雑入	1,008
歳入合計		24,358

### 歳出

(単位:千円)

款	項	金額
1 運営費		9,923
	1 会議費	3,915
	2 事務費	6,008
2 事業費		13,935
	1 事業費	13,935
3 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		24,358

## 歳入歳出事項別明細書

### 1 総括

#### 歳入

(単位:千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 負担金	23,349	0	23,349
3 諸収入	1,009	0	1,009
歳入合計	24,358	0	24,358

#### 歳出

(単位:千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 運営費	9,923	0	9,923
2 事業費	13,935	0	13,935
3 予備費	500	0	500
歳出合計	24,358	0	24,358

# 歳入

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 負担金	23,349	0	23,349			
1 負担金	23,349	0	23,349			
1 負担金	23,349	0	23,349	1 関係市村負担金	23,349	23,349
						・均等割 15,000 白河市 5,000 表郷村 5,000 大信村 5,000 市町村合併推進体制整備費補助金(合併準備補助金)分として ・人口割 8,349 白河市 6,679 80% 表郷村 1,002 12% 大信村 668 8% 合計 白河市 11,679 表郷村 6,002 大信村 5,668
3 諸収入	1,009	0	1,009			
1 預金利子	1	0	1			
1 預金利子	1	0	1	1 預金利子	1	預金利子等
2 雑入	1,008	0	1,008			
1 雑入	1,008	0	1,008	1 雑入	1,008	白河市・表郷村・大信村任意合併協議会の精算金 1,000 雇用保険個人負担分 8
歳入合計	24,358	0	24,358		24,358	

歳 出

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 運営費	9,923	0	9,923			
1 会議費	3,915	0	3,915			
1 協議会費	3,915	0	3,915	1 報酬	2,448	・委員報酬 2,448
				11 需用費	110	・消耗品費 32 ・食糧費 78
				12 役務費	39	・保険料 39
				13 委託料	1,003	・会議録作成業務 1,003
				14 使用料及び賃借料	315	・会場使用料 150 ・事務機使用料 165
2 事務費	6,008	0	6,008			
1 事務局費	6,008	0	6,008	4 共済費	174	・社会保険料 145 ・労災保険料 29
				7 賃金	1,278	・臨時職員賃金 1,278
				9 旅費	114	・普通旅費 114
				11 需用費	1,483	・消耗品費 730 ・燃料費 103 ・印刷製本費 50 ・光熱水費 500 ・修繕費 100
				12 役務費	512	・通信運搬費 474 ・手数料 10 ・保険料 28
				13 委託料	114	・事務所清掃委託 114
				14 使用料及び賃借料	1,000	・事務機使用料 1,000
				18 備品購入費	95	・庁用器具等購入費 95
				19 負担金補助及び 交付金	1,200	・福島県派遣職員超過勤務・休E 勤務手当負担金 1,200
				27 公課費	38	・自動車重量税 38
2 事業費	13,935	0	13,935			
1 事業費	13,935	0	13,935			
1 事業推進費	13,935	0	13,935	8 報償費	500	・講師謝礼 500
				11 需用費	2,371	・消耗品費 50 ・印刷製本費 2,321
				12 役務費	18	・手数料 18
				13 委託料	11,046	・事務事業一元化業務 756 ・新市建設計画策定支援業務 5,880 ・新例規立案・策定支援業務 1,575 ・電算事業統合化計画策定支援業務 2,835
3 予備費	500	0	500			
1 予備費	500	0	500			
1 予備費	500	0	500	1 予備費	500	
歳 出 合 計	24,358	0	24,358		24,358	

協議第 1 号

白河市・表郷村・大信村合併協議会会議運営規程(案)について

白河市・表郷村・大信村合併協議会会議運営規程(案)について、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 6 月 1 8 日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会  
会長 白河市長 成 井 英 夫

## 白河市・表郷村・大信村合併協議会会議運営規程(案)

### (趣旨)

第1条 この規程は、白河市・表郷村・大信村合併協議会規約(以下「規約」という。)  
第9条第5項の規定に基づき、白河市・表郷村・大信村合併協議会(以下「協議会」という。)の会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (基本方針)

第2条 会議は原則公開とする。ただし、出席委員の半数以上の賛同があるときは、公開しないことができる。

2 会議の運営に際しては、公平かつ公正な協議の推進に努めるものとする。

### (会長等の責務)

第3条 協議会の会長(以下「会長」という。)は、会議の議長となり、副会長と連携しながら、迅速かつ効率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

### (会議の開閉等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

### (会議の進行)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって決することを原則とする。ただし、意見の調整ができず、会議の進行に支障が生じた場合は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって決することができるものとする。

### (傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、会長が別に定める。

### (会議録)

第7条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

(1) 開催日時及び場所

(2) 出席委員等の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) その他議長が必要と認めた事項

### (会議録の署名)

第8条 会議録に署名すべき委員は3名とし、会議ごとに議長が指名する。

### (会議録等の公開)

第9条 会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。

2 前項の規定による公開は、会長が別に定める方法により行うものとする。

(規律)

第10条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(関係者の出席)

第11条 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年6月18日から施行する。



協議第 2 号

白河市・表郷村・大信村合併協議会会議傍聴要綱(案)について

白河市・表郷村・大信村合併協議会会議傍聴要綱(案)について、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 6 月 1 8 日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会  
会長 白河市長 成 井 英 夫

## 白河市・表郷村・大信村合併協議会会議傍聴要綱(案)

### (趣旨)

第1条 この要綱は、白河市・表郷村・大信村合併協議会会議運営規程第6条第2項の規定に基づき、白河市・表郷村・大信村合併協議会(以下「協議会」という。)の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (傍聴席の区分及び定員)

第2条 傍聴人は、報道を業とする者(以下「報道関係者」という。)及びその他の傍聴人(以下「一般傍聴人」という。)とする。

2 一般傍聴人の定員は、会場の規模に応じて協議会の会長が定める。

### (傍聴の手続き)

第3条 報道関係者は、報道関係者受付簿(第1号様式)に報道機関の住所、名称及び傍聴しようとする者の氏名等を記入の上、報道関係者傍聴証(第2号様式)の交付を受けなければならない。

2 一般傍聴人は、一般傍聴人受付簿(第3号様式)に住所及び氏名を記入の上、一般傍聴証(第4号様式)の交付を受けなければならない。

3 前項の規定による一般傍聴証は、会議開催予定時刻の15分前から先着順に交付する。ただし、会議開催予定時刻15分前における会議を傍聴しようとする者が前条第2項で定める定員を超えるときは、くじ引きで決定するものとする。

### (傍聴証の返還)

第4条 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、報道関係者傍聴証及び一般傍聴証を協議会の事務局に返還しなければならない。

### (傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることとはできない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

### (傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席において次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
  - (3) はち巻、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
  - (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
  - (5) みだりに席を離れないこと。
  - (6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
  - (7) その他会議の秩序を乱し又は会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(職員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて協議会の事務局職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、傍聴の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成16年6月18日から施行する。

協議第 3 号

白河市・表郷村・大信村合併協議会会議録等公開要綱(案)について

白河市・表郷村・大信村合併協議会会議録等公開要綱(案)について、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 6 月 1 8 日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会  
会長 白河市長 成 井 英 夫

## 白河市・表郷村・大信村合併協議会会議録等公開要綱(案)

### (趣旨)

第1条 この要綱は、白河市・表郷村・大信村合併協議会会議運営規程第9条第2項の規定に基づき、白河市・表郷村・大信村合併協議会(以下「協議会」という。)の会議録及び会議に提出された文書(以下「会議録等」という。)の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (基本方針)

第2条 会議録等は、原則公開とする。

### (公開の制限)

第3条 個人に関する事項、会議の公正な運営に著しい支障を及ぼす恐れのある事項、その他公開に供することが適当でないと認められる事項を記載した会議録等の全部又は一部については、公開しないことができる。

### (公開する会議録等)

第4条 公開する会議録等は、当該会議録等の写しとする。ただし、会議に提出された文書についてはこの限りでない。

2 前項の会議録等には、電子化した情報も含むものとする。

### (公開の方法)

第5条 公開の方法は、協議会の事務局、協議会を構成する市村(以下「構成市村」という。)の所定の場所及び協議会で開設するインターネットホームページにおいて公開する。

2 公開する時間は、協議会の事務局及び構成市村の所定の場所においては、当該事務局及び構成市村の執務時間内とする。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議録等の公開に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成16年6月18日から施行する。

協議第4号

白河市・表郷村・大信村合併協議会小委員会規程(案)について

白河市・表郷村・大信村合併協議会小委員会規程(案)について、次のとおり提案する。

平成16年6月18日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会  
会長 白河市長 成井英夫

## 白河市・表郷村・大信村合併協議会小委員会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、白河市・表郷村・大信村合併協議会規約第11条第2項の規定に基づき、白河市・表郷村・大信村合併協議会（以下「協議会」という。）の小委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 小委員会は、協議会から付託された事項について調査、審議等を行う。

（委員）

第3条 小委員会の委員は、協議会の会長（以下「会長」という。）が協議会の会議に諮り協議会の委員のうちから指名する。

（委員長及び副委員長）

第4条 小委員会は、委員長1名及び副委員長1名を置くものとする。

2 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長は、小委員会の委員の互選により選出する。

（会議）

第5条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集し、委員長はその会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議は、非公開とする。

（関係者等の出席）

第6条 委員長は、必要に応じて関係者の出席を要請することができる。

（報告）

第7条 委員長は、協議会から付託された事項の調査、審議等の結果について、協議会に報告しなければならない。

（庶務）

第8条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において行う。

（補則）

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年6月18日から施行する。

協議第5号

白河市・表郷村・大信村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程  
(案)について

白河市・表郷村・大信村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程(案)につ  
いて、次のとおり提案する。

平成16年6月18日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会  
会長 白河市長 成井英夫



白河市・表郷村・大信村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、白河市・表郷村・大信村合併協議会規約(以下「規約」という。)  
第17条第2項の規定に基づき、白河市・表郷村・大信村合併協議会(以下「協議会」という。)の会長、副会長、委員及び監査委員(以下「委員等」という。)の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 協議会の委員等の報酬は、日額6,000円とする。ただし、白河市、表郷村、大信村その他の地方公共団体の長、助役その他の常勤職員については、これを支給しない。

(費用弁償)

第3条 協議会の委員等が、協議会の職務を行うために出張したときは、費用弁償として別表に定める旅費を支給する。

(支給方法)

第4条 協議会の委員等の報酬及び費用弁償の支給方法等については、協議会事務所の所在市村の例による。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、協議会の委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年6月18日から施行する。

別表(第3条関係)

区 分		費用弁償の額	
旅 費	鉄道賃	旅客運賃、急行料金及び座席指定料金	
	日当(1日につき)	白河市及び西白河郡	支給しない。
		福島市、二本松市、伊達郡、安達郡、郡山市、須賀川市、岩瀬郡、石川郡、田村郡及び東白川郡	1,300円
		上記以外の地域	2,600円
	宿泊料(1夜につき)	甲地方	13,100円
		乙地方	11,800円

甲地方及び乙地方の区分については、協議会事務所の所在市村における区分の例による。

協議第 6 号

白河市・表郷村・大信村合併協議会事業計画(案)について

白河市・表郷村・大信村合併協議会事業計画(案)について、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 6 月 1 8 日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会  
会長 白河市長 成 井 英 夫

## 白河市・表郷村・大信村合併協議会事業計画（案）

### 1 会議の開催

#### (1) 協議会

合併協定項目及びその他合併に関する事項について協議及び調整を行うため、協議会を開催する。

#### (2) 小委員会

協議会での決定に基づき必要に応じて小委員会を設置し、協議会から付託された事項について調査及び審議を行う。

#### (3) その他の会議

協議会における協議事項を調整するため、幹事会、専門部会、分科会等の各種会議を随時開催する。

### 2 新市建設計画の策定

新市建設計画策定方針に基づき、各市村の総合計画、地域の特性、住民の意向等踏まえながら、3市村の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るため、新市建設の基本方針、新市の根幹と成るべき事業に関する事項、公共施設の適正配置と整備に関する事項、財政計画等を内容とする新市建設計画を策定する。

### 3 事務事業の一元化

事務事業等の一元化を図るため、任意合併協議会で承認された事務事業調整方針に基づき、行政サービスの向上と住民負担の均衡を原理原則として、分科会、専門部会、幹事会等の協議により調整案を作成する。

### 4 新例規立案・策定

事務事業等の一元化調整にあわせ、新市における条例、規則等の例規を作成する。

### 5 電算システムの統合

各市村の電算システム及びネットワーク等の現況調査を行い、電算システムの統合に向けた基本方針を策定し、統合の準備を行う。

### 6 住民への情報提供

#### (1) 協議会だよりの発行

協議会だよりを定期的に発行し、協議会の内容や合併に関する情報等について、住民への情報提供を行う。

( 2 ) 協議会ホームページの開設

インターネット上に協議会のホームページを開設し、協議会の内容や協議会の進行等の情報について、住民への情報を提供する。

( 3 ) シンポジウムの開催

住民に対して合併に関する情報の提供を行い、住民意識の高揚を図るために、シンポジウムを開催する。

( 4 ) 新市建設計画ダイジェスト版の作成、配付

新市建設計画の概要をまとめたダイジェスト版を作成し、白河市・表郷村・大信村の全世帯に配付する。

( 5 ) 住民説明会の開催に対する協力

各市村において開催される住民説明会に対する協力及び協議会での協議決定内容等についての情報提供支援を行う。

合併協議スケジュール案

	任意合併協議会	法定合併協議会(10ヶ月)										平成17年度(合併準備期・合併期日)						
	任意合併協議会における確認事項	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月以降						
		第1回	第2回	第3回 第4回	第5回 第6回	第7回 第8回	第9回 第10回	第11回	第12回	第13回	第14回	以降必要に応じて開催						
合併協議会	(1)事務事業の調整方針について (2)新市将来構想及び財政シミュレーションについて (3)住民意識調査について (4)庁舎の機能について	新市建設計画策定方針案の協議		新市建設計画(案)		新市建設計画(修正案)	新市建設計画の決定			合併協定書の調印	各市村議会で合併議決	県知事に合併申請書提出	合併協議会廃止の議決	合併協議会廃止の議決	閉市村式、閉庁式準備	閉市村式、閉庁式	新市誕生	
財政計画の作成		新市建設計画に合わせた財政計画の作成																
新市建設計画の策定		新市建設計画骨格案の策定	新市建設計画の立案・作成	新市建設計画の調整・修正・確定														
事務事業一元化		各事務事業ごとに専門部会・分科会にて課題抽出・調整方針の検討・確定																
新例規立案・策定		例規の調整方針の検討・決定	例規原案作成のための基本方針・統一要領の作成	第一次原案の作成				第二次原案の作成				例規原案の最終修正・例規原案・例規データ・専決処分書・仮例規の納品						
合併協議会たよりの編集・印刷・配布		月1回発行予定																
住民説明会						建設計画ダイジェスト版の作成・配付	関係市町村において実施											
電算統合		電算化・非電算化の抽出・現状分析	基本方針策定	導入計画策定														

協議第7号

新市建設計画策定方針(案)について

新市建設計画策定方針(案)について、次のとおり提案する。

平成16年6月18日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会  
会長 白河市長 成井英夫

## 新市建設計画策定方針(案)

### 1. 新市建設計画の役割

本計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」第5条に基づく法定計画として作成するもので、白河市、表郷村、大信村が合併した場合の「新市のまちづくり」を進めていくための基本方針を定め、3市村の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るための方策を示すものです。

### 2. 策定上の留意事項

本計画は、次の事項に留意して策定します。

- (1) 本計画は新市将来構想を基礎とし、新市将来構想で示した「新市の将来像」、「基本目標」、「基本施策」を生かした計画とします。
- (2) 住民意識調査結果及び3市村で実施した住民説明会での意見等を踏まえ、住民意向を反映させた計画とします。
- (3) 事業が中心部に集中することにより周辺部との間に格差が生じることのないよう、新市の均衡ある発展に配慮した計画とします。
- (4) ハード面の整備に偏ることなく、ソフト面にも配慮した計画とします。
- (5) 計画の内容が実現困難なものとならないよう、合理的で健全な行財政運営に裏付けられた計画とします。

### 3. 計画の構成

「市町村の合併の特例に関する法律」第5条の趣旨に基づき、新市建設計画は次の4項目を基本とした構成とします。

- (1) 合併市町村の建設の基本方針
- (2) 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項
- (3) 公共的施設の適正配置と整備に関する事項
- (4) 合併市町村の財政計画

### 4. 計画の期間

将来を見据えた長期的な展望により、計画の期間は合併後おおむね10年間とします。

### 5. 行財政運営の方針

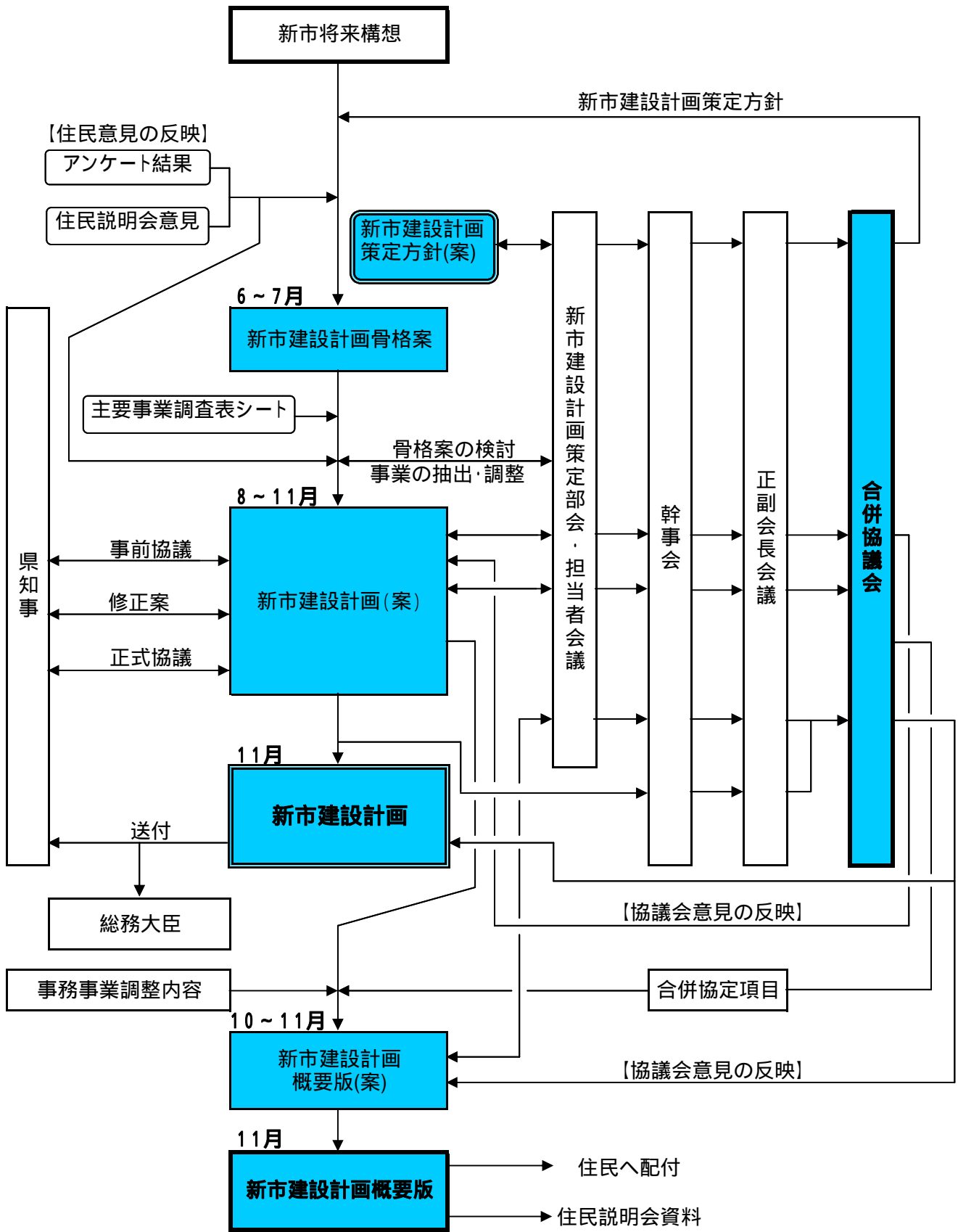
新市の財政計画については、健全な財政運営に努め、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないようにします。

また、行政運営に支障のない範囲で、職員数の削減及び適正配置を図りながら、組織の効率化に努めるものとします。

### 6. 住民への周知

新市建設計画の概要版を作成し、住民説明会に利用するほか、3市村への全戸配付、協議会だより、ホームページなどにより、広く住民への周知を図り、3市村の合併の是非を判断するための資料として活用します。

# 新市建設計画策定フロー



正式協議：合併特例法第5条第3項による  
 送付：合併特例法第5条第4項による



新市建設計画策定スケジュール

月	新市建設計画策定部会・担当者会議	幹事会	正副会長会議	合併協議会	県知事	建設計画
6月	新市建設計画策定方針(案)の検討 6月1日・11日	方針(案)の検討	方針(案)の検討	新市建設計画策定方針(案)の協議 6月18日(第1回)		策定方針の決定 ↑ ↓
7月	骨格案の検討及び事業の抽出・調整					↑ ↓ 住民意見の反映 ↑ ↓ 主要事業調査表シート の提出
8月	新市建設計画(案)の検討	計画(案)の検討	計画(案)の検討	新市建設計画(案)の協議 8月25日(第4回)		↑ ↓ 協議会意見の反映
9月	新市建設計画修正案の検討	修正案の検討	修正案の検討		事前協議	
10月	新市建設計画概要版(案)の検討	概要版(案)の検討	概要版(案)の検討	新市建設計画修正案の協議 10月8日(第7回)	新市建設計画修正案協議 正式協議	
11月				新市建設計画(案)及び概要版(案)の協議 11月10日(第9回)	新市建設計画の送付	↑ ↓ 協議会意見の反映 概要版の住民配付

協議第 8 号

合併協定項目(案)について

合併協定項目(案)について、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 6 月 1 8 日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会  
会長 白河市長 成 井 英 夫

## 合併協定項目(案)について

### ・ 基本的な項目

- 1 合併の方式
- 2 合併の期日
- 3 新市の名称
- 4 新市の事務所の位置
- 5 財産の取扱い

### ・ 合併特例法に規定されている項目

- 6 地域審議会・合併特例区・地域自治区の取扱い
- 7 議会の議員の定数及び任期の取扱い
- 8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
- 9 地方税の取扱い
- 10 一般職の職員の身分の取扱い

### ・ その他の項目

- 11 特別職の職員の身分の取扱い
- 12 条例・規則等の取扱い
- 13 事務組織及び機構の取扱い
- 14 一部事務組合等の取扱い
- 15 使用料・手数料の取扱い
- 16 公共的団体等の取扱い
- 17 各種団体への補助金・交付金の取扱い
- 18 町名・字名の取扱い
- 19 慣行の取扱い
- 20 国民健康保険事業の取扱い
- 21 介護保険事業の取扱い
- 22 消防団の取扱い
- 23 行政区の取扱い
- 24 各種事務事業の取扱い

24 1 行財政に関する事務事業	エ．児童福祉関係
ア．姉妹都市・友好都市関係	オ．保育関係
イ．電算システム関係	カ．その他福祉事業関係
ウ．広報・広聴関係	24 4 産業経済に関する事務事業
エ．納税関係	ア．農林業関係
24 2 住民生活・環境に関する事務事業	イ．商工・観光関係
ア．消防防災関係	24 5 建設に関する事務事業
イ．交通関係	ア．建設関係
ウ．窓口関係	イ．上下水道関係
エ．ごみ処理関係	24 6 教育に関する事務事業
オ．環境対策関係	ア．学校教育関係
24 3 保健福祉に関する事務事業	イ．社会教育関係
ア．保健衛生関係	ウ．社会体育関係
イ．障害者福祉関係	24 7 その他事業に関する事務事業
ウ．高齢者福祉関係	

## 25 新市建設計画

合併協定項目提案スケジュール(予定) 【第1表】

協議会開催予定		提案する協定項目		
回数	開催予定	協定項目番号	協定項目の名称	提案数
第1回	平成16年6月18日(金)	1	合併の方式	5
		2	合併の期日	
		3	新市の名称	
		4	新市の事務所の位置	
		7	議会の議員の定数及び任期の取扱い	
第2回	平成16年7月22日(木)	5	財産の取扱い	6
		6	地域審議会・合併特例区・地域自治区の取扱い	
		18	町名・字名の取扱い	
		19	慣行の取扱い	
		24-1-ア	各種事務事業(行財政/姉妹都市・友好都市関係)	
		24-1-ウ	各種事務事業(行財政/広報・広聴関係)	
第3回	平成16年8月10日(火)	9	地方税の取扱い	7
		22	消防団の取扱い	
		23	行政区の取扱い	
		24-2-ア	各種事務事業(住民生活・環境/消防防災関係)	
		24-2-エ	各種事務事業(住民生活・環境/ごみ処理関係)	
		24-3-オ	各種事務事業(保健福祉/保育関係)	
		24-4-イ	各種事務事業(産業経済/商工・観光関係)	
第4回	平成16年8月25日(水)	15	使用料、手数料等の取扱い	8
		20	国民健康保険事業の取扱い	
		21	介護保険事業の取扱い	
		24-1-エ	各種事務事業(行財政/納税関係)	
		24-2-イ	各種事務事業(住民生活・環境/交通関係)	
		24-3-ア	各種事務事業(保健福祉/保健衛生関係)	
		24-3-エ	各種事務事業(保健福祉/児童福祉関係)	
		25	新市建設計画(計画案)	
第5回	平成16年9月10日(金)	24-2-ウ	各種事務事業(住民生活・環境/窓口関係)	6
		24-2-オ	各種事務事業(住民生活・環境/環境対策関係)	
		24-3-ウ	各種事務事業(保健福祉/高齢者福祉関係)	
		24-5-ア	各種事務事業(建設/建設関係)	
		24-5-イ	各種事務事業(建設/上下水道関係)	
		24-6-ア	各種事務事業(教育/学校教育関係)	
第6回	平成16年9月24日(金)	8	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	7
		24-1-イ	各種事務事業(行財政/電算システム関係)	
		24-3-イ	各種事務事業(保健福祉/障害者福祉関係)	
		24-4-ア	各種事務事業(産業経済/農林業関係)	
		24-6-イ	各種事務事業(教育/社会教育関係)	
		24-6-ウ	各種事務事業(教育/社会体育関係)	
		24-7	各種事務事業(その他事業)	
第7回	平成16年10月8日(金)	10	一般職の職員の身分の取扱い	6
		11	特別職の職員の身分の取扱い	
		12	条例、規則等の取扱い	
		13	事務組織及び機構の取扱い	
		14	一部事務組合等の取扱い	
		25	新市建設計画(修正案)	
第8回	平成16年10月22日(金)	16	公共的団体等の取扱い	3
		17	各種団体への補助金・交付金の取扱い	
		24-3-カ	各種事務事業(保健福祉/その他福祉事業関係)	

合併協定項目提案スケジュール(予定) 【第2表】

合併協定項目	協議会開催予定	6月	7月	8月		9月		10月		11月		12月	1月	2月	
		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回	第13回	
										協定書 案提出	協定書 決定		協定 結	議 会	
基本的な項目															
1	合併の方式														
2	合併の期日														
3	新市の名称														
4	新市の事務所の位置														
5	財産の取扱い														
合併特例法に規定されている項目															
6	地域審議会・合併特例区・地域自治区の取扱い														
7	議会の議員の定数及び任期の取扱い														
8	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い														
9	地方税の取扱い														
10	一般職の職員の身分の取扱い														
その他の項目															
11	特別職の職員の身分の取扱い														
12	条例、規則等の取扱い														
13	事務組織及び機構の取扱い														
14	一部事務組合等の取扱い														
15	使用料、手数料等の取扱い														
16	公共的団体等の取扱い														
17	各種団体への補助金・交付金の取扱い														
18	町名・字名の取扱い														
19	慣行の取扱い														
20	国民健康保険事業の取扱い														
21	介護保険事業の取扱い														
22	消防団の取扱い														
23	行政区の取扱い														
24	(1)行財政に関する事務事業	ア 姉妹都市・友好都市関係													
		イ 電算システム関係													
		ウ 広報・広聴関係													
		エ 納税関係													
	(2)住民生活・環境に関する事務事業	ア 消防防災関係													
		イ 交通関係													
		ウ 窓口関係													
		エ ごみ処理関係													
	(3)保健福祉に関する事務事業	オ 環境対策関係													
		ア 保健衛生関係													
		イ 障害者福祉関係													
		ウ 高齢者福祉関係													
	(4)産業経済に関する事務事業	エ 児童福祉関係													
		オ 保育関係													
		カ その他福祉事業関係													
		ア 農業関係													
	(5)建設に関する事務事業	イ 商工・観光関係													
		ア 建設関係													
	(6)教育に関する事務事業	イ 上下水道関係													
		ア 学校教育関係													
	(7)その他事業に関する事務事業	イ 社会教育関係													
		ウ 社会体育関係													
	25	新市建設計画				計画案			修正案						
	提案数		5	6	7	8	6	7	6	3	0	0	0	0	0

協議第9号

合併の方式について【協定項目1】

合併の方式について、次のとおり提案する。

白河市、西白河郡表郷村、同郡大信村を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設（対等）合併とする。

平成16年6月18日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会  
会長 白河市長 成井英夫

白河市・表郷村・大信村合併協議会協定項目調整内容

協 定 項 目	1	合併の方式
調 整 内 容	白河市、西白河郡表郷村、同郡大信村を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設（対等）合併とする。	

項 目		新 設 合 併	編 入 合 併
合併方式の定義		2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くことで、市町村の数の減少を伴うもの。	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入（吸収）することで、市町村の数の減少を伴うもの。
新市の法人格		合併関係市町村（合併前の市町村）の法人格はすべて合併と同時に消滅し、新しい市町村の法人格が発生する。	編入する市町村の法人格はそのまま存続し、編入される市町村の法人格は合併と同時に消滅する。
新市の名称		新たに制定する。	通常は、編入する市町村の名称とするところが多いが、新たに制定することもできる。
新市の事務所の位置		新たに制定する。	通常は、編入する市町村の事務所の位置となる。
市町村長の身分		合併関係市町村のすべての法人格が消滅することに伴い、すべての首長がその身分を失う。新首長は、新しい市町村の選挙で選任される。	編入する市町村の首長の身分に変更はなく、編入される市町村の首長はすべてその身分を失う。
議会議員の身分	原 則	消滅する合併関係市町村の議会の議員は全員失職する。合併関係市町村の法定数による設置選挙を行う。	編入する市町村議会の議員は在任し、編入される市町村議会の議員は失職する。（合併による著しい人口増の場合は増員選挙を行う。）
	特 例	合併特例法により、次のいずれかによることができる。	合併特例法により、次のいずれかによることができる。
	定 数 特 例	設置選挙において、新設合併の特例定数（法定数の2倍の数まで）とすることができる。	増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において、編入合併の特例定数とすることができる。（増加分は編入される区域に配分）
農業委員会委員の身分	在 任 特 例	合併関係市町村の議会の議員で、合併関係市町村の議員の被選挙権を有することとなる者は、2年を超えない範囲において在任できる。	編入される市町村の議会の議員で、合併関係市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は編入する市町村の議会の議員の残任期間に現り在任できる。この場合さらに最初の一般選挙において編入合併の特例定数を適用することができる。
	原 則	消滅する合併関係市町村の委員（選挙による委員、選任による委員）はすべて失職する。	編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される市町村の委員はすべて失職する。
一般職の身分	特 例	合併関係市町村の委員（選挙）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、10人～80人の範囲で1年以内の間、在任できる。	編入される市町村の委員（選挙）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲内で編入する市町村の委員の残任期間に在任することができる。
		市町村の法人格の消滅によりその身分を失うこととなるが、合併特例法の規定により、新しい市町村に身分が引き継がれる。	編入される市町村の職員は身分を失うこととなるが、合併特例法の規定により編入する市町村に引き継がれる。

項 目	新 設 合 併	編 入 合 併
その他の特別職の身分	市町村の法人格の消滅によりその身分を失う。  行政委員会の委員のうち、下記の委員については、新市町村長の就任を待たず、正規の手続きによる委員が選任されるまでの間の委員を定める特別選任手続きが定められている。 教育委員会委員 選挙管理委員会委員 固定資産評価審査委員会委員	編入する市町村の特別職は身分に変更なく、編入される市町村の特別職はすべてその身分を失う。
条例・規則等	合併関係市町村の条例・規則はすべて失効し、新たに制定することとなる。	編入される市町村の条例・規則は失効し、基本的には編入する市町村の条例・規則に統一される。
新市建設計画	合併関係市町村全域に係る建設計画を策定する必要がある。	少なくとも、編入される市町村の区域についての建設計画を策定する必要がある。

【先進事例】

合併形態	新市町村名	合併年月日	合併関係市町村名	合併形態	新市町村名	合併年月日	合併関係市町村名
新 設	千曲市（長野県）	平成15年9月1日	更埴市、上山田町、戸倉町	新 設	伊豆市（静岡県）	平成16年4月1日	修善寺町、土肥町、天城湯ヶ島町、中伊豆町
	富士河口湖市（山梨県）	平成15年11月15日	河口湖町、勝山村、足和田村		御前崎市（静岡県）	平成16年4月1日	御前崎町、浜岡町
	飛騨市（岐阜県）	平成16年2月1日	古川町、河合村、宮川村、神岡町		京丹後市（京都府）	平成16年4月1日	峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町、久美浜町
	本巣町（岐阜県）	平成16年2月1日	本巣町、真正町、糸貫町、根尾村		養父市（兵庫県）	平成16年4月1日	養父町、八鹿町、大屋町、関宮町
	佐渡市（新潟県）	平成16年3月1日	両津市、相川町、佐和田町、金井町、新穂村、畑野町、真野町、小木町、羽茂町、赤泊村		三次市（広島県）	平成16年4月1日	三次市、甲奴町、君田村、布野村、作木村、吉舎町、三良坂町、三和村
	かほく市（石川県）	平成16年3月1日	高松町、七塚町、宇ノ気町		四国中央市（愛媛県）	平成16年4月1日	川之江市、伊予三島市、新宮村、土居町
	あわら市（福井県）	平成16年3月1日	芦原町、金津町		西予市（愛媛県）	平成16年4月1日	明浜町、宇和町、野村町、城川町三瓶町
	郡上市（岐阜県）	平成16年3月1日	八幡町、大和町、白鳥町、高鷲村、美並村、明宝村、和良村		福山市（広島県）	平成15年2月3日	福山市、内海町、新市町
	下呂市（岐阜県）	平成16年3月1日	萩原町、小坂町、下呂町、金山町、馬瀬村		廿日市市（広島県）	平成15年3月1日	廿日市市、佐伯町、吉和村
	安芸高田市（広島県）	平成16年3月1日	吉田町、八千代町、美土里町、高宮町、甲田町、向原町	呉市（広島県）	平成15年4月1日	呉市、下蒲刈町	
	対馬市（長崎県）	平成16年3月1日	巖原町、美津島町、豊玉町、峰町、上県町、上対馬町	新居浜市（愛媛県）	平成15年4月1日	新居浜市、別子山村	
	杵岐市（長崎県）	平成16年3月1日	郷ノ浦町、勝本町、芦辺町、石田町	野田市（千葉県）	平成15年6月6日	野田市、関宿町	
	上天草市（熊本県）	平成16年3月31日	大矢野町、松島町、姫戸町、龍ヶ岳町	新発田市（新潟県）	平成15年7月7日	新発田市、豊浦町	
	阿賀野市（新潟県）	平成16年4月1日	安田町、京ヶ瀬村、水原町、笹神村	田原市（愛知県）	平成15年8月20日	田原市、赤羽根町	
	東御市（長野県）	平成16年4月1日	北御牧村、東部町	府中市（広島県）	平成16年4月1日	府中市、上下町	
					呉市（広島県）	平成16年4月1日	呉市、川尻町



協議第10号

合併の期日について【協定項目2】

合併の期日について、次のとおり提案する。

合併の期日は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）による特例措置の適用期限内とし、その期日については、再度協議するものとする。

平成16年6月18日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会  
会長 白河市長 成井英夫

白河市・表郷村・大信村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	2	合併の期日
調整内容	合併の期日は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）による特例措置の適用期限内とし、その期日については、再度協議するものとする。	

【合併期日の決定に際しての留意事項】

- 1 市町村が合併するためには、関係市町村の各議会において議決してから、都道府県知事への合併申請、都道府県議会での議決、知事の合併決定、総務大臣への届出（都道府県）、総務大臣が官報に告示など、様々な手続きが定められており、相当の日数を要することとなることから、この点を十分に考慮して合併の期日を定める必要がある。
- 2 期日決定のポイントとしては、住民との意見交換及び合意形成に要する期間、住民生活への影響、合併に予定される事務事業または公的行事との関係、協議会の協議の進捗状況、首長・議会議員の任期、合併時の事務処理・引き継ぎの利便性等を総合的に勘案して判断し、期日を決めることが望ましい。
- 3 先進事例を見る限り、必ずしも特定期日に限られるものではなく、各団体のそれぞれの事情により期日が定められていることが伺える。
- 4 合併特例法による特例の適用期限は、平成17年3月31日までに都道府県知事に合併申請をし、平成18年3月31日までに合併が行われたときとなっている。

合併の期日とは、合併の協定書を締結した日や議会の配置分合の議決を得た日ではなく、県の議決や国への所用の手続きを経た後に協定書等で、定めておいた日をもって合併する日が合併期日となる。

【合併の調印から合併日までの事例】

合併の方式	新市町村名	関係市町村名	協定書調印日	合併期日	準備期間
新設合併	佐渡市（新潟県）	両津市、相川町、佐和田町、金井町、新穂村、畑野町、真野町、小木町、羽茂町、赤泊村	H15.6.28	H16.3.1	9ヶ月
	かほく市（石川県）	高松町、七塚町、宇ノ気町	H15.7.23	H16.3.1	8ヶ月
	郡上市（岐阜県）	八幡町、大和町、白鳥町、高鷲村、美並村、明宝村、和良村	H15.7.8	H16.3.1	8ヶ月
	下呂市（岐阜県）	萩原町、小坂町、下呂町、金山町、馬瀬町	H15.7.17	H16.3.1	8ヶ月
	安芸高田市（広島県）	吉田町、八千代町、美土里町、高宮町、甲田町、向原町	H15.5.27	H16.3.1	10ヶ月
	対馬市（長崎県）	厳原町、美津島町、豊玉町、峰町、上県町、上対馬市	H14.6.11	H16.3.1	1年10ヶ月
	壱岐市（長崎県）	郷ノ浦町、勝本町、芦辺町、石田町	H15.2.4	H16.3.1	1年1ヶ月
	上天草市（熊本県）	大矢野町、松島町、姫戸町、龍ヶ岳町	H15.4.7	H16.3.31	8ヶ月
	阿賀野市（新潟県）	安田町、京ヶ瀬村、水原町、笹神村	H15.4.16	H16.4.1	1年0ヶ月
	伊豆市（静岡県）	修善寺町、土肥町、天城湯ヶ島町、中伊豆町	H15.8.20	H16.4.1	8ヶ月
	京丹後市（京都府）	峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町、久美浜町	H15.8.11	H16.4.1	8ヶ月
	養父市（兵庫県）	養父町、八鹿町、大屋町、関宮町	H15.10.24	H16.3.1	5ヶ月
	三次市（広島県）	三次市、甲奴町、君田村、布野町、作木村、吉舎町、三良坂町、三和村	H15.4.1	H16.3.1	10ヶ月
	四国中央市（愛媛県）	川之江市、伊予三島市、新宮村、土居町	H15.8.28	H16.4.1	8ヶ月
	西予市（愛媛県）	明浜町、宇和町、野村町、城川町、三瓶町	H15.8.31	H16.4.1	8ヶ月
編入合併	府中市（広島県）	府中市、上下町	H15.10.6	H16.4.1	6ヶ月
	呉市（広島県）	呉市、川尻町	H15.8.12	H16.4.1	8ヶ月

【3市村の首長、議会議員、農業委員会委員の任期】

選挙名	白 河 市			表 郷 村			大 信 村		
	任期	定数	任 期	定数	任 期	定数	任 期		
市・村長	4年	1名	平成14年8月28日 ～平成18年8月27日	1名	平成15年2月22日 ～平成19年2月21日	1名	平成13年8月25日 ～平成17年8月24日		
議会議員	4年	24名	平成13年5月10日 ～平成17年5月9日	14名	平成16年2月1日 ～平成20年1月31日	12名	平成16年4月10日 ～平成20年4月9日		
農業委員会委員	3年	22名	平成14年7月20日 ～平成17年7月19日	16名	平成14年7月20日 ～平成17年7月19日	12名	平成14年7月20日 ～平成17年7月19日		

【参考法令関係】

市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

〔附 則〕

第1条 【省略】

第2条 この法律（附則第4条第1項及び第2項、附則第5条第3項、附則第6条、附則第12条並びに附則第14条の規定を除く。次項において同じ。）は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。

2 前項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までに行われた地方自治法第7条第1項又は第3項の規定による申請（以下「合併申請」という。）に係る市町村の合併については、この法律（第5条の5から第5条の39まで並びに次条及び附則第2条の3の規定を除く。）は、同日後もなおその効力を有する。ただし、平成18年3月31日までに当該合併申請に係る市町村の合併が行われないときは、同日後は、この限りでない。

協議第 1 1 号

新市の名称について【協定項目 3】

新市の名称について、次のとおり提案する。

新市の名称については、新市の名称等に関する小委員会に付託し調整する。

平成 1 6 年 6 月 1 8 日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会  
会長 白河市長 成 井 英 夫

白河市・表郷村・大信村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	No. 3	新市の名称
調整内容	新市の名称については、新市の名称等に関する小委員会に付託し調整する。	

□ 3市村名の由来及び形成過程

市村名	市村名の由来	形成過程
白河市	白河の地名については、白河古事考に「下野の界なる旗宿村の南端、古関跡の下を流る小流を白川と云なるか、此水の名より土地に及ぼして土地の名とし、土地の名を又郡に及ぼし、郡を置る時、又郡名とは成しなるべし」と記されていることに由来するという説とアイヌ語で自分の陣地を「シラガー」というがこれがなまってシラカワ（白河）との説がある。	<p>(明治22年4月) 町村制施行 白河町成立</p> <p>(昭和24年4月) 大沼村と合併し市制施行</p> <p>(昭和29年7月) 白坂村を合併</p> <p>(昭和29年10月) 小田川村を合併</p> <p>(昭和30年3月) 五箇村を合併</p> <p>(昭和30年8月) 表郷村の関辺と旗宿を編入</p>
表郷村	江戸時代には旧白河領であるため、本城（白川城）を中心として表郷、西郷、東として古くから呼んでいた。表郷の呼び名は、古関、金山、社の各旧村名のおこり以前から使用されており、昭和30年表郷村誕生以前から、地域住民は「表郷三村」と言って、行政をはじめとして一般生活まで相互の交流が行われていた。	<p>(明治22年) 古関村、金山村、社村</p> <p>(昭和30年2月1日) 古関村・金山村・社村が合併し「表郷村」となる</p> <p>(昭和30年8月) 関辺と旗宿が白河市に編入</p>
大信村	大信村は昭和30年に、旧信夫村（西白河郡）と旧大屋村（岩瀬郡）が合併して生まれた村である。旧村名から一字ずつとって大信村と名付けられた。	<p>(明治22年) 下新城村・中新城村・上新城村・町屋村・増見村・豊地村の6村が合併し「信夫村」となる</p> <p>(昭和24年) 大里村・下小屋村・隈戸村の3村が合併し「大屋村」となる</p> <p>(昭和26年) 大里が「大里村」として分村、大屋村が西白河郡に編入</p> <p>(昭和30年4月1日) 信夫村と大屋村が合併し「大信村」となる</p>

## □ 留意事項

### 1. 新市の名称選定の視点

・市町村の名称は地域住民の日常生活に密着しており、新市の名称を選定するには、地域の歴史、文化、地理的な背景や産業、経済、観光面等を考慮に入れ、全国の知名度、定着度、住民の一体感の醸成や対外的にも覚えやすい名称であることを基本とし、将来にわたる発展性を視野に、住民アンケートの自由意見や、市町村合併の住民説明会の際の意見等を参考にしながら、県南中核都市にふさわしい新市名を決定する必要がある。

### 2. 市町村合併時の新市の名称

・新設合併の場合、合併に伴い3市町村の法人格が消滅し、新たな法人格が発生することから、新市の発足までに新市の名称を定める必要がある。この場合、いずれかの市町村の名称を使用することもできる。

### 3. 名称についての手続き

・新設合併については、地方自治法第7条の規定による関係市町村の廃置分合（合併）の申請に基づき、県議会の議決を経て知事が定め、総務大臣が告示することにより効力を生じることになる。

### 4. 新市の名称の選定方法

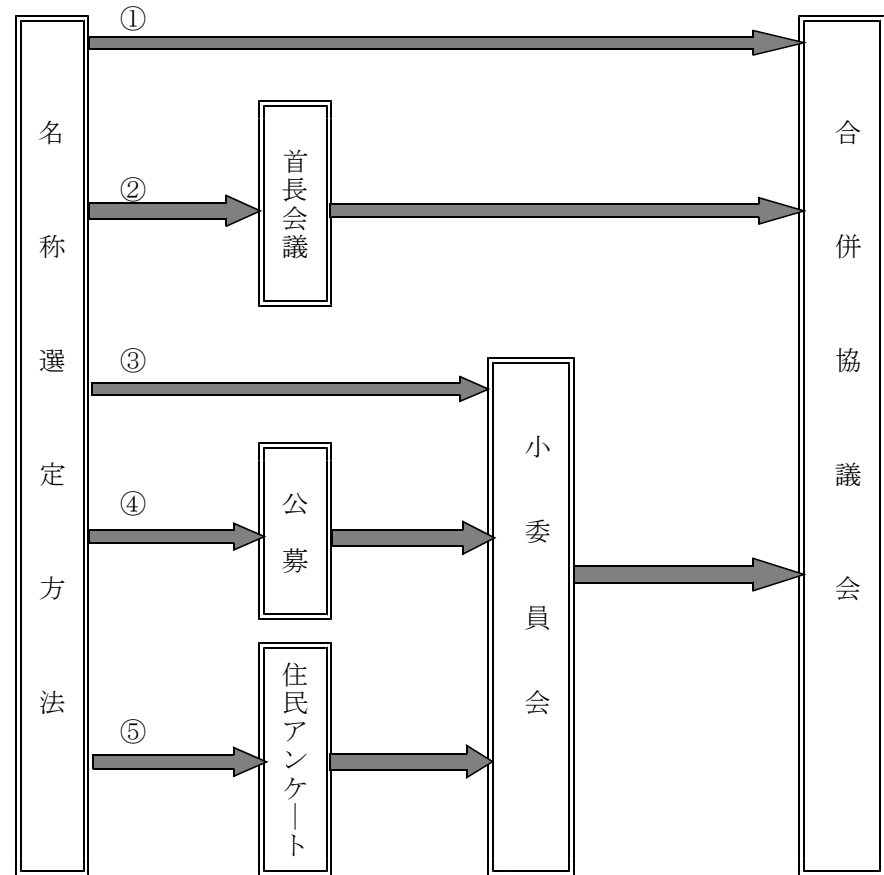
・新市の名称を選定する方法として一般的に次の方法がある。

- ①合併協議会で名称を協議し決定する。
- ②合併協議会の意見を受けて、首長協議に委ね協議会で承認する。
- ③合併協議会で小委員会を設置し、小委員会の意見を受け協議会で決定する。
- ④公募による方法  
・全国又は合併関係住民に公募する。公募後、協議会で上位候補の中から選定する。
- ⑤住民アンケート  
・無作為抽出により人数限定によるアンケート。アンケート後、協議会で上位候補の中から選定する。

### 5. 新市の名称選定の一般的事項

・新市の名称は、漢字、ひらがな、カタカナにより表記された、他市町村にない名称でなければならない。ひらがな、カタカナを使用している市町村もあるが、漢字だけの名称が一般的である。

## □ 選定方法フロー



□ 先進事例【新設合併における事例】

○首長協議を経た事例

- ・北上市（北上市、和賀町、江釣子村）  
3市町村の首長・議長が事前に協議し、合併協議会において決定。知名度等を考慮して「北上市」に決定した。
- ・篠山市（篠山町、西紀町、丹南町、今田町）  
任意協議会で新市の名称を「篠山」を入れたものとする事は決定していたが、具体的な名称決定では紛糾。住民からアイデアを募集し、小委員会で調整したが意見の一致をみず、首長会議において、定着度、歴史・知名度、住民公募の結果、一体感醸成の観点から実質的に決定した。
- ・二本松市（二本松市、安達町、岩代町、東和町）  
任意協議会後のフリートークキングの中で意見が出たものを正副会長で集約し、一つの名前「二本松市」を協議会に提案し、決定した。

○公募及び住民アンケートの事例（小委員会含む）

- ・宗像市（宗像市、玄海町）  
全国から公募した結果、最多得票となり、また住民説明会でのアンケート調査で新市名称について41件の意見中、35件が「宗像市」がよいとということで、小委員会で「宗像市」を協議会に提案し、決定した。
- ・東かがわ市（白鳥町、大内町）  
旧町名を採用しないものとし、全国から公募した。小委員会で候補を選定し、協議会で絞込み決定した。
- ・いなべ市（北勢町、員弁町、大安村、藤原町）  
住民1万人に対し、「建設計画」に反映させるアンケートを実施し、その1項目として新市の名称を問い、回収率51.5%のうち74.1%が「いなべ市」で、「その他」として15.5%であった。その結果を協議会において「いなべ市」として提案し、決定した。
- ・さぬき市（津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町）  
5町の住民アンケートで提出された4874件のうち、50候補（各町10候補）を選定し、合併協議会で決定した。（「さぬき市」は3位だったが知名度等を総合的に判断し、決定した。）
- ・あさぎり町（上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村）  
一般公募の後、小委員会を設置した上で応募の中から5点まで絞込み、協議会において審議し、決定した。

【参考資料】

□ 新市の名称の選定状況

(1) いずれかの市町村の名称を採用した例

都道府県名	新市町村名	方式	合併年月日	関係市町村名	選定方法
岩手県	北上市	新設	H 3. 4. 1	北上市、和賀町、江釣子村	首長・議長会議→合併協議会
兵庫県	篠山市	新設	H11. 4. 1	篠山町、西紀町、丹南町、今田町	公募→小委員会→合併協議会
山梨県	南部町	新設	H15. 3. 1	南部町、富沢町、	公募→小委員会→合併協議会
静岡県	静岡市	新設	H15. 4. 1	静岡市、清水市	公募→小委員会→合併協議会
福岡県	宗像市	新設	H15. 4. 1	宗像市、玄海町	公募→小委員会→合併協議会
三重県	いなべ市	新設	H15.12. 1	北勢町、員弁町、大安村、藤原町	住民アンケート→合併協議会
佐賀県	唐津市	新設	H16.10. 1	唐津市、浜玉町、七山村、巖木町、相知町、北波多村 肥前町、玄海町、鎮西町、呼子町	合併協議会
愛媛県	宇和島市	新設	H16.10. 1	宇和島市、吉田町、三間町、津島町	公募→小委員会→合併協議会
栃木県	佐野市	新設	H17.2.28 (予定)	佐野市、田沼町、葛生町	首長会議→合併協議会
福島県	二本松市	新設	H17.12. 1 (予定)	二本松市、安達町、岩代町、東和町	首長会議→合併協議会

(2) 新しい名称を採用した例

都道府県名	合併市町村名	形式	合併年月日	旧市町村名	選定方法
群馬県	神流町	新設	H15. 4. 1	万場町、中里村	公募及び住民アンケート→小委員会→合併協議会
山梨県	南アルプス市	新設	H15. 4. 1	八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町	公募→合併協議会
岐阜県	山県市	新設	H15. 4. 1	高富町、伊自良村、美山町	公募→小委員会→合併協議会
香川県	東かがわ市	新設	H15. 4. 1	白鳥町、大内町	公募→小委員会→合併協議会
熊本県	あさぎり町	新設	H15. 4. 1	上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村	公募→小委員会→合併協議会
宮城県	加美町	新設	H15. 4. 1	中新田町、小野田町、宮崎町	公募→合併協議会
山口県	周南市	新設	H15. 4.21	徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町	公募→小委員会→合併協議会
長野県	千曲市	新設	H15. 9. 1	更埴市、戸倉町、上山田町	公募→小委員会→住民アンケート→合併協議会
福島県	田村市	新設	H17. 3. 1 (予定)	滝根町、大越町、常葉町、船引町、都路村	公募→小委員会→合併協議会
福島県	会津美里町	新設	H17.10. 1 (予定)	会津高田町、会津本郷町、新鶴村	公募→小委員会→合併協議会



## 【参考法令関係】

### □地方自治法（抜粋）

〔地方公共団体の名称〕

第3条 地方公共団体の名称は、従来の名称による。

2 都道府県の名称を変更しようとするときは、法律でこれを定める。

3 都道府県以外の地方公共団体の名称を変更しようとするときは、この法律に特別の定めのあるものを除くほか、条例でこれを定める。

4 地方公共団体の長は、前項の規定により当該地方公共団体の名称を変更しようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならない。

5 地方公共団体は、第3項の規定により条例を制定し又は改廃したときは、直ちに都道府県知事に当該地方公共団体の変更後の名称及び名称を変更する日を報告しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定による報告があつたときは、直ちにその旨を総務大臣に通知しなければならない。

7 前項の規定による通知を受けたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

〔市町村の廃置分合及び境界変更〕

第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により市の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 都道府県の境界にわたる市町村の境界の変更は、関係のある普通地方公共団体の申請に基き、総務大臣がこれを定める。

4 第1項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

5 第1項、第3項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

6 第1項の規定による届出を受理したとき、又は第3項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

7 第1項又は第3項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

### □地方自治法の一部を改正する法律の施行について

（昭和45年3月12日付け自治振第32号自治事務次官通知）

・市の設置若しくは町を市とする処分を行う場合において、当該処分により、新たに市となる普通地方公共団体の名称については、既存の市の名称と同一となり、又は類似することとならないよう十分配慮すること。

#### ○例

・茨城県鹿島町が1995年9月1日に市制を施行する際に、すでに佐賀県鹿島市が存在していたため、市の名称を「鹿嶋市」とした例などがある。

#### ○例外

・2003年現在、同一名称の市としては例外的に「府中市」として広島県府中市(1954年3月31日市制施行)、東京都府中市(1954年4月1日市制施行)が存在するのみとなっている。これは、町村合併促進法による昭和の大合併による合併ラッシュの際におきた特例的な事例であると言える。

・伊達7町合併協議会においては、「既存の市の名称と同一となり、又は類似することとならないよう十分配慮する」とする国の見解を踏まえ、住民アンケートでは北海道に伊達市があることから「伊達」を対象外としていた。しかし、岩手県と同じ名称の「宮古市」が来年1月に沖縄県に誕生する見通しとなっていることから、小委員会で選定した5候補と共に付帯意見として協議会へ報告することを決定した。なお、総務省合併推進課は「強制するものではない。既存の市から異議が出ず、地理的に離れていれば総務省も異議を出すつもりはない」としている。

協議第 1 2 号

新市の事務所の位置について【協定項目 4】

新市の事務所の位置について、次のとおり提案する。

新市の事務所の位置については、新市の名称等に関する小委員会に付託し調整する。

平成 1 6 年 6 月 1 8 日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会  
会長 白河市長 成 井 英 夫

白河市・表郷村・大信村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	No. 4	新市の事務所の位置
調整内容	新市の事務所の位置については、新市の名称等に関する小委員会に付託し調整する。	

□基本的な考え方（新設合併の場合）

関係市村全ての法人格が消滅し、新たな法人格が発生することから、新市の発足までに事務所の位置を定めておく必要があり、具体的には、代表となる新市役所の位置を定めるものである。

□検討に当たっての留意事項

(1) 地方自治法第4条第2項の規定に留意しながら、機能性・効率性の観点に立って検討する必要がある。

(2) 同項の「他の官公署との関係」とは、住民の利用に便利であるように考慮されるのであるから、なるべく同一場所に設けることが適当であるとされている。

（「逐条解説 地方自治法」抜粋）

3 市 村 の 現 況

(H16.4.1 現在)

市 村 名	白 河 市	表 郷 村	大 信 村
所 在 地	白河市字八幡小路7番地1	表郷村大字金山字長者久保2番地	大信村大字増見字北田58番地
施設の規模	地下1階 地上5階 塔屋3階	地上3階	地上2階
構 造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
敷地面積	9,970.45 m <sup>2</sup>	22,065 m <sup>2</sup>	3,166 m <sup>2</sup>
延床面積	8,969.39 m <sup>2</sup>	3,806.00 m <sup>2</sup>	1,662.67 m <sup>2</sup> 本庁舎 (594.0 m <sup>2</sup> ) 仮庁舎(大信村公民館) (1,068.67 m <sup>2</sup> )
駐車台数	112台	133台	20台
竣 工 年	昭和47年	平成9年	昭和38年
執務職員数	259人	63人	71人

市 村 名	白 河 市		表 郷 村		大 信 村	
主 要 官 公 署 等	国の機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白河税務署</li> <li>・東北農政局福島農政事務所地域第四課</li> <li>・福島森林管理署白河支署</li> <li>・福島社会保険事務局白河事務所</li> <li>・福島統計情報事務所白河出張所</li> <li>・白河労働基準監督署</li> <li>・白河公共職業安定所</li> <li>・白河簡易裁判所</li> <li>・福島家庭裁判所白河支部</li> <li>・白河拘置支所</li> <li>・福島地方検察庁白河支部</li> <li>・福島地方法務局白河支局</li> </ul>	国の機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島森林管理署白河支署表郷森林事務所</li> </ul>	国の機関	—
	県の機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県南地方振興局</li> <li>・県南農林事務所</li> <li>・県南建設事務所</li> <li>・県南教育事務所</li> <li>・県南保健福祉事務所</li> </ul>	県の機関	—	県の機関	—
	(学校等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白河高等学校</li> <li>・白河旭高等学校</li> <li>・白河実業高等学校</li> <li>・白河第二高等学校</li> </ul>				
	郵便局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白河郵便局</li> <li>・久田野郵便局</li> <li>・小田川郵便局</li> <li>・五箇郵便局</li> <li>・白河桜町郵便局</li> <li>・白河中町郵便局</li> <li>・白河みさか郵便局</li> <li>・白坂郵便局</li> <li>・新白河駅前郵便局</li> <li>・根田簡易郵便局</li> <li>・和尚壇簡易郵便局</li> </ul>	郵便局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表郷郵便局</li> <li>・古関郵便局</li> </ul>	郵便局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大信郵便局</li> <li>・大屋郵便局</li> </ul>
	警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白河警察署</li> </ul>	警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白河警察署表郷駐在所</li> </ul>	警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白河警察署大信駐在所</li> </ul>
	消防機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白河地方広域市町村圏白河消防署</li> </ul>	消防機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白河地方広域市町村圏白河消防署表郷分署</li> </ul>	消防機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白河地方広域市町村圏白河消防署大信分署</li> </ul>
	J R	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白河駅、久田野駅、白坂駅</li> </ul>	J R	—	J R	—

庁舎方式別の比較

区分	概要	メリット	デメリット
本庁方式	(新設の場合) ・3市村の行政機能を1箇所に集約し、他庁舎は窓口業務程度の機能を持たせた出張所とする方式	・事務の効率化が図られる。 ・住民に与える新市誕生の印象が強い。	・新庁舎建設に多大な費用が必要となる。
	(既存庁舎利用の場合) ・既存の各庁舎をそのまま、又は増改築し行政機能を1箇所に集約し、他の庁舎は窓口業務程度の機能を持たせた出張所とする方式	・事務の効率化が図られる。 ・既存施設の利用のため、費用が少なくてすむ。	・周辺地域への住民サービスの低下が懸念される。
分庁方式	・行政機能を分割し、既存の各庁舎に振り分ける方式 (例) 総務部門⇒旧〇〇庁舎 教育部門⇒旧〇〇庁舎	・既存施設の利用のため、費用が少なくてすむ。	・業務部門ごとに窓口が分散するため、住民にとっては不便となりやすい。 ・庁舎管理上は非効率である。 ・各部門の連携がとりにくい。
総合支所方式	・管理部門(総務・企画財政等)及び事務局部門(議会・教育委員会・選挙管理委員会等)を集約するが、残りの部門はそのまま各庁舎に残す方式	・住民や職員にとって最も現状に近く、サービスがスムーズに提供でき、違和感を与えない。	・旧市村単位での行政という印象が強く残り、新市の一体感が醸成されにくい。

※任意協議会での調整方針

第5回任意合併協議会において、新市の庁舎機能については、現在の3市村庁舎を利活用するとともに総合支所方式を基本に調整を図ることで承認された。

【参考法令等】

■地方自治法(抜粋)

(地方公共団体の事務所の設置又は変更)

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

(支庁・地方事務所・支所等の設置及び区)

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁(道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。)及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

# 庁舎間の距離・時間

※各庁舎間を自動車で行った場合の  
道路距離・時間（実測）

大信村役場

距離  
13.3 km

時間  
17分

時間  
36分

距離  
25.3 km

白河市役所

時間  
20分

距離  
14.5 km

表郷村役場

**【先進事例】**

〈3市村の人口、面積〉	
白河市：	47,685人、117.67km <sup>2</sup>
表郷村：	7,464人、66.48km <sup>2</sup>
大信村：	4,886人、80.77km <sup>2</sup>
計：	60,035人、264.92km <sup>2</sup>

**◎本庁方式**

□埼玉県さいたま市（平成13年5月1日新設合併）  
 〈関係市町村の人口、面積〉 〈事務所の位置〉  
 浦和市： 484,834人、70.67km<sup>2</sup> ⇒ 旧浦和市役所  
 大宮市： 456,164人、89.37km<sup>2</sup>  
 与野市： 82,939人、8.29km<sup>2</sup>  
 計： 1,023,937人、168.33km<sup>2</sup>  
 〈位置決定の内容〉  
 新市の事務所の位置は、当分の間、旧浦和市役所の位置とした。また、旧大宮市及び旧与野市の庁舎については、その活用方法について検討するものとした。

□熊本県あさぎり町（平成15年4月1日新設合併）  
 〈関係市町村の人口、面積〉 〈事務所の位置〉  
 上 村： 5,404人、89.72km<sup>2</sup>  
 免田町： 5,991人、10.31km<sup>2</sup> ⇒ 旧免田町役場  
 岡原村： 2,935人、20.23km<sup>2</sup>  
 須恵村： 1,471人、17.98km<sup>2</sup>  
 深田村： 1,950人、21.25km<sup>2</sup>  
 計： 17,751人、159.49km<sup>2</sup>  
 〈位置決定の内容〉  
 関係5か町村の中心地である免田町を本庁とし、他の旧4村の役場を支所とすることとした。

□山梨県南アルプス市（平成15年4月1日新設合併）  
 〈関係市町村の人口、面積〉 〈事務所の位置〉  
 八田村： 7,016人、8.04km<sup>2</sup>  
 白根町： 19,247人、39.14km<sup>2</sup>  
 足安村： 613人、147.74km<sup>2</sup>  
 若草町： 11,105人、10.28km<sup>2</sup>  
 櫛形町： 18,920人、42.57km<sup>2</sup> ⇒ 旧櫛形町役場  
 甲西町： 13,215人、16.29km<sup>2</sup>  
 計： 70,116人、264.06km<sup>2</sup>  
 〈位置決定の内容〉  
 (1) 新市の事務所の位置は、当分の間、中巨摩郡櫛形町小笠原376番地(現在の町役場)に置く。  
 (2) 将来の新市の事務所の位置については、交通事情や他の官公署との関係民の利便性を考慮する中で、市民参加による審議会の設置など協議方法を含め、速やかに検討を開始するものとする。

**◎分庁方式**

□東京都西東京市（平成13年1月21日新設合併）  
 〈関係市町村の人口、面積〉 〈事務所の位置〉  
 田無市： 74,813人、6.80km<sup>2</sup> ⇒ 旧田無市役所  
 (田無庁舎)  
 保谷市： 100,260人、9.05km<sup>2</sup> (保谷庁舎)  
 計： 175,073人、15.85km<sup>2</sup>  
 〈位置決定の内容〉  
 当面、新庁舎の建設は行わず事務所の位置を旧田無市役所とし、これを「田無庁舎」、旧保谷市役所を「保谷庁舎」と呼称するとともに、企画・総務部・議会事務局等は田無庁舎に、環境防災部・教育委員会は保谷庁舎に配置。

□香川県東かがわ市（平成15年4月1日新設合併）  
 〈関係市の人口、面積〉 〈事務所の位置〉  
 引田町： 8,635人、48.19km<sup>2</sup> (引田庁舎)  
 白鳥町： 12,965人、70.59km<sup>2</sup> ⇒ 旧白鳥町役場  
 (白鳥庁舎)  
 大内町： 16,160人、34.42km<sup>2</sup> (大内庁舎)  
 計： 37,760人、153.20km<sup>2</sup>  
 〈位置決定の内容〉  
 新町の事務所の位置は、合併当初は白鳥町湊字水入1847番地1とする。ただし新庁舎の位置は、建設するとした場合、白鳥町湊又は白鳥地内とする。

**◎総合支所方式**

□兵庫県篠山市（平成11年4月1日新設合併）  
 〈関係市の人口、面積〉 〈事務所の位置〉  
 篠山町： 22,229人、187.46km<sup>2</sup> ⇒ 旧篠山町役場  
 西紀町： 4,125人、54.42km<sup>2</sup>  
 丹南町： 14,503人、83.74km<sup>2</sup>  
 今田町： 3,895人、51.99km<sup>2</sup>  
 計： 44,752人、377.61km<sup>2</sup>  
 〈位置決定の内容〉  
 篠山町役場の規模が大きく、4町の中で一番新しい。また、地理的に郡の中心にある。他の3町役場は「総合支所」とし、各支所には地域振興、住民、福祉、業務管理、収納の5担当を設置した。

□山口県周南市（平成15年4月21日新設合併）  
 〈関係市の人口、面積〉 〈事務所の位置〉  
 徳山市： 104,672人、187.46km<sup>2</sup> ⇒ 旧徳山市役所  
 新南陽市： 31,153人、54.42km<sup>2</sup>  
 熊毛町： 16,038人、83.74km<sup>2</sup>  
 鹿野町： 4,520人、51.99km<sup>2</sup>  
 計： 157,383人、656.09km<sup>2</sup>  
 〈位置決定の内容〉  
 旧2市2町庁舎の有効活用と住民サービスを低下させない趣旨から、徳山市役所を本庁、他庁舎を「総合支所」とすることとした。

**【県内合併協議会の協議状況】**

(平成16年5月1日現在)

- 会津若松市・北会津村合併協議会（編入合併）
  - ・新市の事務所位置は、会津若松市東栄町3番46（会津若松市役所）とする。
- 二本松・東北達地方合併協議会（新設合併）
  - ・「二本松市役所」を本庁舎とし、「安達町役場」、「岩代町役場」、「東和町役場」を支所とする。
- 会津高田町・会津本郷町・新鶴村合併協議会（新設合併）
  - ・新町の事務所の位置は会津高田町字宮北3163番地とする。
  - ・新町事務所としては、新たな庁舎を建設せず、本庁機能を各庁舎に分散させ、支所又は出張所を置く。
  - ・本庁機能の配置及び支所又は出張所の設置にあつては、現庁舎を有効活用し、改修を伴う場合は必要最小限度にとどめる。
- 田村地方5町村合併協議会（新設合併）
  - ・本庁舎が建設されるまでの間は、船引町大字船引字馬場川原20番地（現在の船引町役場）に置くものとする。（新市の組織・機構は、「クラスター方式の基本的考え方」に従うほか、以下の方針により整備するものとする。継続審議中。）
- 須賀川市・長沼町合併協議会（編入合併）
  - ・新市の事務所の位置は、須賀川市八幡町135番地とする。
- 須賀川市・岩瀬村合併協議会（編入合併）
  - ・新市の事務所の位置は、須賀川市八幡町135番地とする。
- 田島町・館岩村・伊南村・南郷村合併協議会（新設合併）
  - ・新町の事務所の位置は、田島町大字田島字後原甲3531番地1（現在の田島町役場）とする。
- 喜多方地方5市町村合併協議会（新設合併）
  - ・新市の事務所は現在の喜多方市役所に置く。（専門委員会報告）
- 伊達7町合併協議会（新設合併）
  - ・新市名称及び事務所の位置検討小委員会に付託調整中。
- 南相馬合併協議会（新設合併）
  - ・地域自治組織に関する小委員会に付託調整中。
- 両沼5町村合併協議会（新設合併）
  - ・民生文教小委員会を設置し協議予定。

○伊達地方7町合併協議会

市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
桑折町	13,700	42.97
伊達町	10,857	9.22
国見町	11,198	37.90
梁川町	21,385	82.93
保原町	24,891	41.99
靈山町	10,031	87.33
月館町	4,653	43.63
計	96,715	345.97

○二本松・東北達地方合併協議会

市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
二本松市	36,233	129.71
安達町	11,752	44.35
岩代町	9,585	98.37
東和町	8,507	72.22
計	66,077	344.65

○田村地方5町村合併協議会

市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
滝根町	5,457	50.70
大越町	5,791	36.66
都路村	3,337	125.37
常葉町	6,547	84.41
船引町	23,920	161.16
計	45,052	458.30

○須賀川市・長沼町（岩瀬村）合併協議会

市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
須賀川市	66,747	154.98
長沼町	6,451	60.34
岩瀬村	6,211	64.23
計	79,409	279.55

○喜多方地方5市町村合併協議会

市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
喜多方市	37,495	150.40
熱塩加納村	3,633	156.98
塩川町	10,612	46.24
山都町	4,317	156.21
高郷村	2,514	44.84
計	58,571	554.67

○会津若松市・北会津村（河東町・湯川村）合併協議会

市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
会津若松市	118,118	315.28
北会津村	7,687	28.18
河東町	9,610	39.57
湯川村	3,601	16.36
計	139,016	399.39

○両沼5町村合併協議会

市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
柳津町	4,669	176.07
会津坂下町	19,426	91.65
三島町	2,474	90.83
金山町	3,204	293.97
昭和村	1,874	209.34
計	31,647	861.86

○会津高田町・会津本郷町・新鶴村合併協議会

市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
会津高田町	15,564	195.67
会津本郷町	6,506	40.16
新鶴村	4,102	40.54
計	26,172	276.37

○田島町・館岩村・伊南村・南郷村合併協議会

市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
田島町	13,747	350.34
館岩村	2,380	263.55
伊南村	1,887	153.13
南郷村	3,081	119.50
計	21,095	886.52

○南相馬合併協議会

市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
原町市	48,750	198.49
鹿島町	12,740	108.06
小高町	13,756	91.95
飯館村	7,093	230.13
計	82,339	628.63



## 新市の名称等に関する小委員会設置要綱

(設置)

第1条 白河市・表郷村・大信村合併協議会(以下「協議会」という。)は、合併協定項目のうち、次に掲げる事項について小委員会に付託し、調査又は審議を行わせるため、新市の名称及び事務所の位置小委員会(以下「名称・位置小委員会」という。)を設置する。

- (1) 新市の名称について
- (2) 新市の事務所の位置について

(構成)

第2条 名称・位置小委員会は、次に定める委員12名で構成する。

- (1) 協議会規約第7条第1項第1号に定める助役(助役を置かない市村においては、同条第2項の規定により当該市村長の指定する者)
- (2) 協議会規約第7条第1項第3号に定める委員 各1名
- (3) 協議会規約第7条第1項第4号に定める委員 各2名

(補則)

第3条 この要綱に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月18日から施行する。

### 委員名簿

市村名	構成区分	委員名	備考
白河市	第1号委員	横井孝夫	助役
	第3号委員	深谷久雄	議員
	第4号委員	池嶋貞 佐川京子	住民代表者
表郷村	第1号委員	中根静	企画調整課長
	第3号委員	穂積栄治	議員
	第4号委員	緑川正年 深谷美佐子	住民代表者
大信村	第1号委員	大谷英明	助役
	第3号委員	鈴木勇一	議員
	第4号委員	大竹徳一 橋本良示	住民代表者

協議第13号

議会の議員の定数及び任期の取り扱いについて【協定項目7】

議会の議員の定数及び任期の取り扱いについて、次のとおり提案する。

議会の議員の定数及び任期の取り扱いについては、議会議員の定数等に関する小委員会に付託し調整する。

平成16年6月18日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会  
会長 白河市長 成井英夫

## 白河市・表郷村・大信村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	No. 7	議会の議員の定数及び任期の取扱い
調整内容	議会議員の定数及び任期の取扱いについては、議会議員の定数等に関する小委員会に付託し調整する。	

### 1. 3市村の現況

	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	備 考
人 口	47,685人 <small>(平成12年国勢調査)</small>	7,464人 <small>(平成12年国勢調査)</small>	4,886人 <small>(平成12年国勢調査)</small>	
法定定数	26人	18人	14人	
条例定数	24人(現員24人)	14人(現員14人)	12人(現員12人)	
任 期	H13.5.10～H17.5.9 <small>(参考：H17.5.10～H21.5.9)</small>	H16.2.1～H20.1.31	H16.4.10～H20.4.9	

### 2. 基本的な考え方

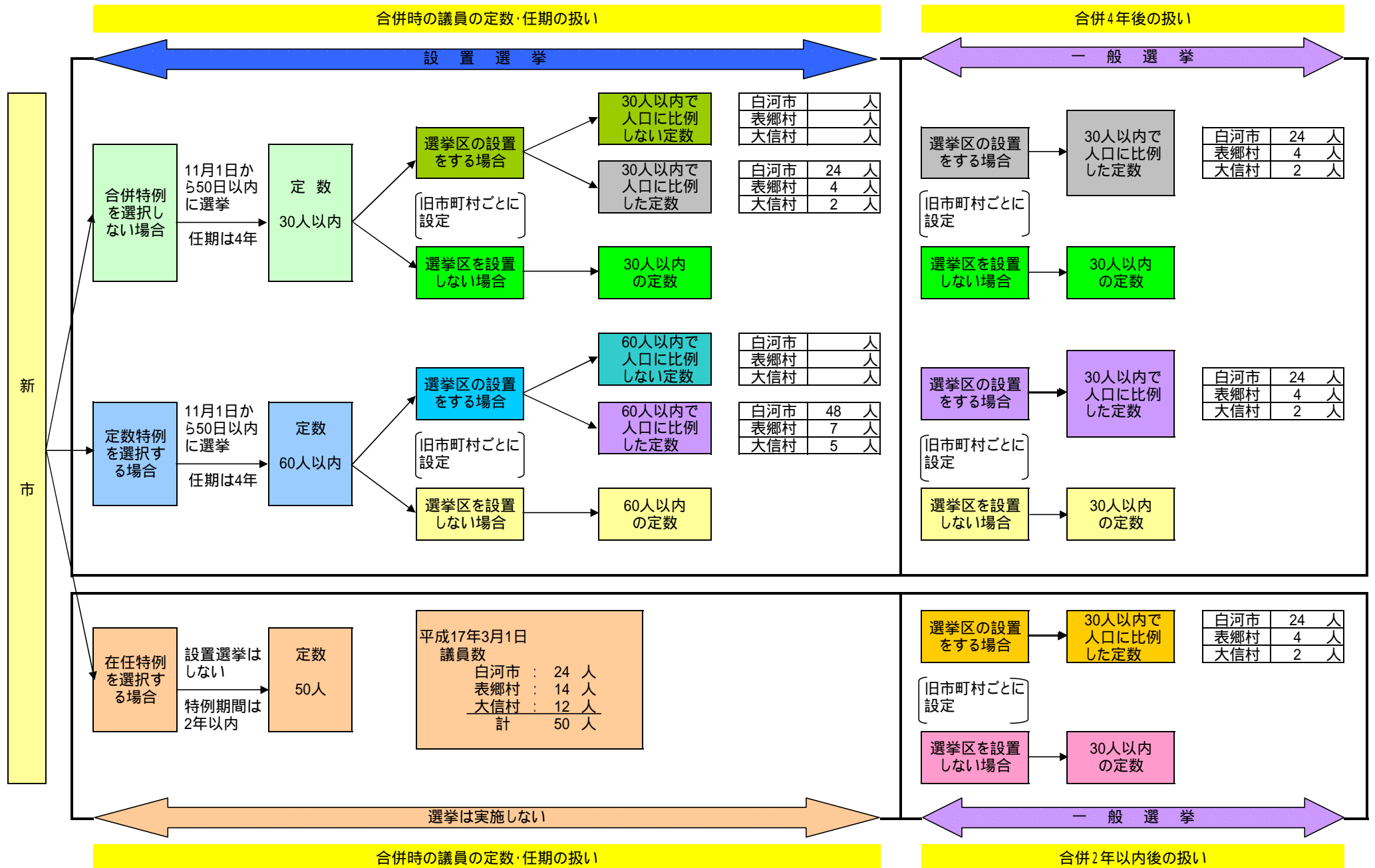
新設合併の場合、合併に伴い3市村の法人格は消滅するため、合併関係市町村の議会議員は全員失職する。  
このため、地方自治法第91条の規定に基づく法定定数内での設置選挙を行うか、合併特例法第6条、同法第7条の規定に基づく定数特例又は  
在任特例を適用するか協議しなければならない。

### 3. 議会議員の定数及び任期の取扱いについての内容比較

区 分	選択肢 1	選択肢 2	選択肢 3
	合併特例法の特例措置を適用しない場合	定数特例を適用する場合 <small>(合併特例法第6条)</small>	在任特例を適用する場合 <small>(合併特例法第7条)</small>
1 議員の身分	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の廃止と同時に失職するが、合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。
2 任 期	設置選挙の日から4年 <small>(地方自治法第93条第1項)</small>	設置選挙の日から4年 <small>(地方自治法第93条第1項)</small>	合併後2年を超えない範囲で、協議で定める期間

区 分	選択肢 1	選択肢 2	選択肢 3
	合併特例法の特例措置を適用しない場合	定数特例を適用する場合 (合併特例法第6条)	在任特例を適用する場合 (合併特例法第7条)
3 定 数	<p>地方自治法第91条第2項の規定に基づく市町村の人口区分ごとの上限を超えない範囲内で、合併関係市村の協議により、あらかじめ定めた定数。</p> <p>○平成12年国勢調査人口  白河市 47,226人  表郷村 7,464人  大信村 4,886人  合 計 60,035人</p> <p>○地方自治法第91条第2項の定数  人口5万人以上10万人未満の市  30人</p>	<p>設置選挙において、当該選挙による議員の任期（4年間）に限って、地方自治法第91条第2項に規定する上限数の2倍まで定数を増加させることができる。 (合併特例法第6条第1項)</p> <p>○地方自治法第91条第2項  人口5万人以上10万人未満の市  30人 × 2 = 60人</p> <p>※留意事項  ① この特例による定数は、解散又は総辞職により議員がすべてなくなったときは、地方自治法第91条第2項の定数に復帰する。  ② この特例による場合も、合併特例法の特例措置を適用しない場合と同様に、あらかじめ定数を定める必要がある。</p>	<p>合併関係市町村の議員数が、地方自治法第91条第2項の定数を超えるときは、当該数をもって合併市町村の議会の議員の定数とする。</p> <p>※留意事項  ① この特例による場合、議員に欠員が生じ、又は議員が全てなくなったときは、これに応じてその定数は、地方自治法第91条第2項の規定による定数に至るまで減少する。  ② この特例による場合も、合併特例法の特例措置を適用しない場合と同様に、合併関係市町村の協議により、あらかじめ定数を定める必要がある。</p>
4 選挙期日	新市設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	新市設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	選挙は行わない
5 補欠選挙の適用	有	有	無
6 選挙区	<p>条例で選挙区を設けることができる。 (公職選挙法第15条第6項)</p> <p>[参考]  新設合併において、最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は、人口に比例しないで定めることができる。(公職選挙法施行令第9条)</p>	<p>条例で選挙区を設けることができる。 (公職選挙法第15条第6項)</p>	

合併特例法の選択肢について(合併期日を平成17年11月1日とした場合)



【参考資料】

□ 特例適用の状況

(1) 在任特例を適用

市町村名・協議会名	都道府県名	合併年月日	特例定数 (法定数)	特例期間	市町村名・協議会名	都道府県名	合併年月日	特例定数 (法定数)	特例期間
南部町	山梨県	H15.3.1	30 (18)	1年8ヵ月	千曲市	長野県	H15.9.1	53 (30)	1年8ヵ月
加美町	宮城県	H15.4.1	49 (18)	2年	富士河口湖市	山梨県	H15.11.15	44 (26)	1年11ヵ月
神流町	群馬県	H15.4.1	22 (14)	1年11ヵ月	いなべ市	三重県	H15.12.1	60 (26)	2年
南アルプス市	山梨県	H15.4.1	93 (30)	1年11ヵ月	本巣市	岐阜県	H16.2.1	49 (26)	1年8ヵ月
山県市	岐阜県	H15.4.1	48 (26)	1年1ヵ月	かほく市	石川県	H16.3.1	44 (26)	1年2ヵ月
静岡市	静岡県	H15.4.1	72 (56)	2年	あわら市	福井県	H16.3.1	34 (26)	1年4ヵ月
大崎上島町	広島県	H15.4.1	29 (22)	2年	安芸高田市	広島県	H16.3.1	73 (26)	9ヵ月
東かがわ市	香川県	H15.4.1	42 (26)	1年11ヵ月	壱岐市	長崎県	H16.3.1	62 (26)	2年
宗像市	福岡県	H15.4.1	38 (30)	1年7ヵ月	対馬市	長崎県	H16.3.1	90 (26)	1年3ヵ月
あさぎり町	熊本県	H15.4.1	54 (22)	1年1ヵ月	田村地方5町村合併協議会	福島県	H17.3.1 予定	69 (26)	1年2ヵ月
周南市	山口県	H15.4.21	78 (34)	2年	会津若松市・北会津村合併協議会	福島県	H16.11.1 予定	46 (34)	2年6ヵ月
瑞穂市	岐阜県	H15.5.1	35 (26)	1年8ヵ月					

(2) 定数特例を適用

市町村名・協議会名	都道府県名	合併年月日	議員定数		
			現 行	特 例	法 定
佐渡市	新潟県	H16.3.1	142	60	30
郡上市	岐阜県	H16.3.1	90	30	26
三次市	広島県	H16.4.1	97	38	30
西予市	愛媛県	H16.4.1	78	31	26

(3) 特例を適用しない

市町村名・協議会名	都道府県名	合併年月日	備 考
飛騨市	岐阜県	H16.2.1	
京丹後市	京都府	H16.3.1	
下呂市	岐阜県	H16.3.1	
御前崎市	静岡県	H16.4.1	
高島地域合併協議会	滋賀県	H17.1.1 予定	
今治市・越智郡11ヵ町村合併協議会	愛媛県	H17.1.16 予定	
会津高田町・会津本郷町・新鶴村合併協議会	福島県	H17.10.1 予定	

(4) 在任特例を適用した場合の、特例期間中の議員報酬の取扱い

市町村名・協議会名	都道府県名	合併年月日	特例定数(法定数)	特例期間	議員報酬の取扱い
大崎上島町	広島県	H15.4.1	29(22)	2年	同規模団体の例を基本に調整する。
東かがわ市	香川県	H15.4.1	42(26)	2年	現行報酬とする。
周南市	山口県	H15.4.21	78(34)	2年	現行報酬(4市町別)とする。 ※新市において、徳山市の報酬(最高額)とすることで条例可決。
千曲市	長野県	H15.9.1	53(30)	1年8ヵ月	更埴市(最高額)の報酬に統一。
富士河口湖市	山梨県	H15.11.15	44(26)	1年11ヵ月	現行報酬とする。
いなべ市	三重県	H15.12.1	60(26)	2年	現行報酬とする。
かほく市	石川県	H16.3.1	44(26)	1年2ヵ月	現行報酬とする。
あわら市	福井県	H16.3.1	34(26)	1年4ヵ月	現行報酬とする。
安芸高田市	広島県	H16.3.1	73(26)	9ヵ月	現行報酬とする。
壱岐市	長崎県	H16.3.1	62(26)	2年	現行報酬とする。
対馬市	長崎県	H16.3.1	90(26)	1年3ヵ月	現行報酬とする。
田村地方5町村合併協議会	福島県	H17.3.1 予定	69(26)	1年2ヵ月	現行報酬をもとに調整する。
会津若松市・北会津村合併協議会	福島県	H16.11.1	46(34)	2年6ヵ月	現行報酬とする。
伊達7町合併協議会	福島県	H17.3 予定	協議中	協議中	現行の額及び県内の同規模団体の例をもとに調整する。

□原則及び特例等の効果と課題

平成の合併では、地方分権を推進するなか基礎的自治体としての基盤の強化と効率的な行財政の運営が求められている。  
 先進事例も含め、議員の身分取扱いでは、財政の効率化と地域住民（有権者）の声を反映させる立場をどう構築していくかが課題となっている。

区分	効果	課題
設置選挙 (原則)	①合併構成市町村が多いほど議員数が削減される。 ②議員選挙が、市長選挙と併せて実施できるため選挙経費が節減できる。 ③最初の選挙においては、小選挙区を設けた場合、人口に比例しないで定数を定めることができる。	①合併前より住民の声が行政に届きにくくなる恐れがある。 ②また、地域審議会や総合的支所機能など新市の行政システムの在り方とも深く関わってくる。
定数特例	①小選挙区の設定など比較的人口の少ない地域でも議員を出すことが可能となる。 ②議員選挙が、市長選挙と併せて実施できるため選挙経費が節減できる。 ③最初の選挙においては、小選挙区を設けた場合、人口に比例しないで定数を定めることができる。	①在任特例よりは議員数は少なくなるが、依然として行政経費の節減にはつながらない。 ②議場改修など大幅な費用負担が想定される。
在任特例	①地域住民の声を行政に十分に反映させることができる。 ②特に、合併後における住民不安の解消や地域バランスの確保を図ることができる。	①首長など特別職が失職する中で、一時的ではあるが議員数は削減されず、行政経費の削減につながらない。 ②特例期間終了後の議員選挙となり、市長選とは別々となり、選挙経費が増える。 ③議場改修など大幅な費用負担が想定される。

□ 特例等の主な決定理由

1. 在任特例を適用した理由

- あきる野市：議員として今後のまちづくりを見届けたい。
- 篠山市：議員の任期はわずかしかなかったが、議員発議で協議会をつくった経緯もあり、一年間ぐらひは地域のこゝを見届けたい。年金特例がなかった。
- 千曲市：合併前の議員が新市建設計画の実施状況を一定の期間見届けることが、新しいまちづくりのスタート時に必要と考えた。新市建設計画に沿った、1年間を通した最初の予算でもある平成16年度の終了する平成17年3月議会で確認した後、1ヶ月猶予した平成17年4月末日とした。
- 東かがわ市：合併前の各町の行政を熟知した現議員が合併後の新町建設計画お円滑な実施に参画し、新しいまちづくりの進捗を現議員の責任で見届ける。
- 加美町：制度上、町長が失職するため、合併を進めてきたもう一方の車輪である議会議員が、合併後の過渡期の一定期間在職し、合併協議の経過を踏まえて、新町の事務事業執行に対して責任を持つことが不可欠である。合併で「住民の意見が行政に届きにくくなる」との懸念もあり、地域審議会等が機能するまでの間は、地域の声を新町政に反映する役割は、主に議会議員が担う必要がある。新町の予算及び決算の審査を通じて、新町の事務事業執行に責任を持ち、さらに地域の声を反映させることを考慮すると、合併1年目の決算審査(H16.9)を踏まえた3年目の予算審査(H17.3)まで行うことが適当であり、在任期間としては2年が適当である。

2. 定数特例を適用する理由

- 佐渡市：地域審議会を設置するため、在任特例は適用しない。ただし、議員数の激変するのを避けるために定数特例を適用する。
- 郡上市：規模の小さな村の急激な変化に配慮するため、旧町村の区域ごとの小選挙区制度を採用し、各選挙区の定数を協議しながら、なるべく定数に近い人数にするため定数特例を適用する。

3. 特例を適用しないとする理由

- 今治市：住民は、合併に行政経費の軽減や行財政の効率化に最も期待を寄せており、議員定数においても合併の原点に立ち経費節減効果の高い地方自治法の原則を適用する。
- 京丹後市：住民意識調査の結果、住民が合併に期待することの中で、行政経費の削減への期待が多かったことを重視した。
- 西近江市：合併による財政面での効果である、人件費の削減の観点から、特例を適用させるのは、住民への説明責任が果たせない。町長も失職するのであれば、議員も失職して、新市において新しい市議会議員を選ぶべき。



## 【参考法令関係】

### □地方自治法（抜粋）

〔市町村議会の議員の定数〕

第91条 市町村議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

- |                        |                                                         |
|------------------------|---------------------------------------------------------|
| (1)人口2千未満の町村           | 12人                                                     |
| (2)人口2千以上5千未満の町村       | 14人                                                     |
| (3)人口5千以上1万未満の町村       | 18人                                                     |
| (4)人口1万以上2万未満の町村       | 22人                                                     |
| (5)人口5万未満の市及び人口2万以上の町村 | 26人                                                     |
| (6)人口5万以上10万未満の市       | 30人                                                     |
| (7)人口10万以上20万未満の市      | 34人                                                     |
| (8)人口20万以上30万未満の市      | 38人                                                     |
| (9)人口30万以上50万未満の市      | 46人                                                     |
| (10)人口50万以上90万未満の市     | 56人                                                     |
| (11)人口90万以上の市          | 人口50万を超える数が40万を増すごとに8人を56人に加えた数（その数が96人を超える場合にあっては、96人） |

### 【省 略】

7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が2以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が1のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。

9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第1項の規定に基づく当該市町村の条例で定められたものとみなす。

10 第7項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

〔任期〕

第93条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。

2 前項の任期の起算、補欠議員の在任期間及び議員の定数に異動を生じたため新たに選挙された議員の在任期間については、公職選挙法第258条及び第260条の定めるところによる。

〔人口の定義〕

第254条 この法律における人口は、官報で告示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

### □市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

〔議会の議員の定数に関する特例〕

第6条 新たに設置された合併市町村にあっては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

### 【省 略】

8 第1項、第2項又は第5項の協議については、合併関係市町村の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

〔議会の議員の在任に関する特例〕

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。

(1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

2 前項の規定は、前条第1項又は第2項の協議が成立した場合には適用しない。

3 前条第5項から第7項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第1項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。

4 前条第8項の規定は、第1項又は前項において準用する同条第5項の協議について準用する。

#### □ 公職選挙法（抜粋）

〔地方公共団体の議会の議員の選挙区〕

第15条 【省略】

6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）については、区の区域をもって選挙区とする。

【省略】

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

〔一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙〕

第33条 【省略】

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

〔設置選挙〕

第117条 市町村が設置された場合においては、市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の議会の議員及び長についてそれぞれ選挙の期日を告示し、一般選挙及び長の選挙を行わせなければならない。

#### □ 公職選挙法施行令（抜粋）

〔人口に比例しない議員の定数〕

第9条 市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合においては、関係区域を区域とする選挙又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。

【行政事例】

○ 「人口に比例しないで」定める期間（昭和33年12月25日）

問 公職選挙法施行令第9条の規定は、新設合併の場合においては、設置選挙（その再選挙及び補欠選挙を含む）に限って適用すべきものと解されており又法の趣旨からも第2回以後の一般選挙は人口に比例しない議員の定数のまま執行することはできないと解するが如何。

答 お見込みのとおり

## 議会の議員の定数等に関する小委員会設置要綱

(設置)

第1条 白河市・表郷村・大信村合併協議会(以下「協議会」という。)は、合併協定項目のうち、次に掲げる事項について小委員会に付託し、調査又は審議を行わせるため、議会の議員の定数及び任期の取扱い小委員会(以下「議員定数等小委員会」という。)を設置する。

(1) 議会の議員の定数及び任期について

(2) 特別職の職員の身分の取扱いについてのうち議会の議員の報酬等について  
(構成)

第2条 議員定数等小委員会は、次に定める委員15名で構成する。

(1) 協議会規約第7条第1項第2号に定める委員 各2名

(2) 協議会規約第7条第1項第4号に定める委員 各3名

(補則)

第3条 この要綱に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月18日から施行する。

### 委員名簿

市村名	構成区分	委員名	備考
白河市	第2号委員	大 高 正 人	議長
		三 森 繁	副議長
	第4号委員	大 越 喜 平	住民代表者
		柳 恵 子	
		金 内 貴 弘	
表郷村	第2号委員	荒 井 一 郎	議長
		矢 口 秀 章	副議長
	第4号委員	滝 田 知 守	住民代表者
		和 知 幸 男	
		鈴 木 克 彦	
大信村	第2号委員	藤 田 清	議長
		星 吉 明	副議長
	第4号委員	添 田 勝 治	住民代表者
		大 戸 文 治	
		添 田 潔 恵	

第2回白河市・表郷村・大信村合併協議会開催日程について

開催時期	開催場所
平成16年7月22日(木) 午後1時30分	白河市役所 正庁

白河市・表郷村・大信村合併協議会組織体制図

